

第VII章 考察

1 条坊遺構と西隆寺

西隆寺の造営が神護景雲元年（767）に開始され、右京一条二坊九・十・十五・十六坪の4町を占めていたことは、本書「第Ⅱ章・西隆寺の歴史」で述べているとおりである。

西隆寺の寺地を取り囲む条坊道路は、南は一条々間路、北は北京極大路、東は西二坊々間路、西は西二坊大路であるが、西隆寺造営以前にはこの寺地を東西及び南北に二分するかたちで、西二坊々間西小路と一条々間北小路が通っていた。本節では、まず、西隆寺の四周を巡りあるいは横切っていたこの6本の条坊道路の配置について述べた後、西隆寺の主要堂塔の配置計画についてこれらの条坊遺構との関連もふくめながら述べる。

A 西隆寺造営以前の条坊遺構

(1) 南北方向の条坊

西隆寺第3次調査（金堂地区の調査）において金堂直下で検出した南北溝 S D 095、同 S D 110及びその間に挟まれた道路 S F 105の各遺構は、西二坊々間西小路とその東西両側溝に比定されている⁽¹⁾（『西隆寺発掘調査報告』1976）。同書では、奈良時代の条坊計画線の振れを N 0°15' 41" W（北で0°15' 41"西に振れる）、造営尺を0.296mと仮定したうえで、S F 105（の心）が西二坊々間西小路の計画線よりも「20尺ほど西へずれて」いることを指摘し、「右京二坊の西半部に限られた条坊計画と施工の誤差」と結論づけている。

西二坊々間
西 小 路

西隆寺と西大寺の寺地を含む右京一条及び二条の条坊計画線の推定復原については、その後『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』（1990）で、1)条坊計画線の振れを南北方向N 0°19' 50" W、東西方向W 0°18' 58" S、2)南北方向計画線では朱雀門心（X = -145994.50、Y = -18586.32）東西方向計画線では玉手門心（X = -145753.54、Y = -19093.26）を基準とするなどを仮定条件として、右京の二条大路以北の推定条坊計画線を方程式であらわす試みを行っている。この仮定条件をそのまま採用して算出した西隆寺関連の6本の条坊道路の推定計画線の方程式は Tab.10 のとおりである。

これによれば西二坊々間西小路推定条坊計画線の方程式は、

$$X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3529173.929$$

であり、遺構検出位置のX座標値の一つX = -145110.80 を代入すると、Y = -19523.83となる。この地点の実測Y座標値はY = -19529.05 なので、推定条坊計画線より5.22m（17~18尺）西へずれることになり、『西隆寺発掘調査報告』とおおむね同様の結論を得る。

(1) 1990年の奈良市第207次調査で西二坊々間西小路と一条々間路の交差点の西南角で南北溝 S D 03が検出された。溝心の座標値は X =

-145231.00でY = -19531.89となり、S D 110の南延長線上にあたる。これが西二坊々間西小路西側溝であることは間違いない。

Tab.10 西隆寺関連条坊道路の推定計画線の方程式

西二坊々間路	$X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3506086.010$
西二坊々間西小路	$X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3529173.929$
西二坊大路	$X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3552261.848$
北京極大路	$X = \tan 0^\circ 18' 58'' Y - 144848.986$
一条々間北小路	$X = \tan 0^\circ 18' 58'' Y - 144982.188$
一条々間路	$X = \tan 0^\circ 18' 58'' Y - 145115.390$

ところで、西隆寺の東を走る西二坊々間路、西を走る西二坊大路の実際の遺構と推定条坊計画線との関係はどうであろうか。まず西二坊々間路は平城宮跡第142次調査と同第183-14次調査でTab.11のような実測値を得ている。それぞれの路心位置のX座標値を、西二坊々間路の条坊方程式 $X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3506086.010$

に代入してみると、第142次調査では $X = -145287.00$ で $Y = -19389.62$ 、第183-14次調査では $X = -145328.00$ で $Y = -19389.38$ の計算値を得る。これは実測値とほぼ一致している。すなわち、西二坊々間路は推定条坊計画線どおりに施工されていたわけである。

西二坊大路 次に西二坊大路である。西二坊大路関連の条坊遺構としては奈良市第213-3次調査で東側溝 S D 102が検出されており、S D 102心の実測値は $X = -146200.00$ で $Y = -19647.88$ である(『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書・平成2年度』)。西二坊大路の道路幅については、遺構として確認されていないが、西一坊大路が70大尺、西三坊大路が60大尺という例から、60大尺あるいは70大尺と考えて差しつかえないだろう。ここで60大尺(1大尺=0.296 m × 1.2 = 0.3552 m)と仮定して、奈良市第213-3次調査の東側溝実測地点での路心の座標値を算出すると、 $X = -146200.00$ で $Y = -19658.54$ を得る。このX座標値 $X = -146200.00$ を西二坊々間路推定条坊計画線の方程式 $X = -\cot 0^\circ 19' 50'' Y - 3552261.848$

に代入すると、計算値 $Y = -19650.75$ を得るので、実際の西二坊大路は推定条坊計画線よりも7.79 m(26尺)西にあったことになる(道路幅70大尺と仮定するとさらに西にあったことになる)。

以上の結果から、西二坊々間路、西二坊々間西小路、西二坊大路と条坊計画線との関係をまとめてみると以下のようになる。

- ①西二坊坊間路が推定条坊計画線通りに施工されているのに対し、西二坊大路と西二坊々間西小路は推定条坊計画線より大きく(17~26尺)西にずれた位置に施工されている。
- ②西二坊大路と西二坊々間西小路が大きく西にずれた原因は不明であるが、同方向へのずれであることから西二坊々間西小路は西二坊大路を基準にして位置を設定されたと考えられる⁽²⁾。

(2) 西二坊々間西小路西側溝は推定条坊計画線から約27尺西にずれた位置にある。このことから、西二坊大路心から450尺東の位置に西二坊々間西小路西側溝を設定した可能性はなくはないが、西二坊大路東側溝(S D 102)と西二坊々間西小路西側溝(S D 110)の検出地点は約1090 m離れており、ただちに断定はできない。なお、

平城京条坊道路の位置設定について、山中章が「南北条坊道路の小路は、(中略)東または西側溝に条坊計画基準線をおく例がある。」と述べている(『古代条坊制論』-『考古学研究』38巻4号/1992)が、これも幅20尺前後の小路のどの部分が条坊計画基準線と合致するかは仮定条件次第であり、必ずしも説得力をもつものではない。

Tab.11 西二坊々間路心の実測座標値

	X	Y
西二坊々間路心（第142次）	-145287.00	-19389.14
”（第183-14次）	-145328.00	-19389.10

(2) 東西方向の条坊

奈良市第207次調査は、一条々間路と西二坊々間西小路の交差点付近の調査であり、一条々間路南側溝（S D02）と西二坊々間西小路西側溝（S D03）を検出している。

東西方向の条坊道路である一条々間路は、これまで第95-9次調査で南側溝（S D100）、北側溝（S D101）を検出している。『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』では、その位置が一条々間路の推定条坊計画線の方程式から相当北にずれていることについて、「平城京造営当初、平城宮の推定西面北門から秋篠川まで60ないし70大尺程度で延びる一条々間路が秋篠川以西では路心を北によせながら一気に幅を狭めていたが、西大寺及び西隆寺の造営時期にあわせて秋篠川以西でも以東と同様の幅に拡幅された」という主旨の試論を提出している。しかし、市調査S D02の検出と西隆寺南面築地S A160の存在から、この試論の後半部は否定しなければならない。また、S D100と市調査S D02の計測値から一条々間路南側溝の振れを計算すると、国土方眼に対してW0°48'22"Sの振れを持つことになる。この角度は、推定条坊方程式に用いた東西方向の振れに比べて30'以上大きい値であり、この溝が一直線で通っていたとすれば、この一帯では条坊設定に際しての測量の誤差が相当大きかったこと、換言すればそれほど正確を期した測量が行われていなかったことを示している。

また、『西隆寺発掘調査報告』では、西隆寺南面築地S A160の南側で北肩を検出した東西溝S D260が一条々間路北側溝である可能性をしめしている。もし、そうだとすると市調査S D02の実測値と考え合わせて、一条々間路の道路幅（側溝心々間距離）が16～17mであったことになるが、その場合道路心の位置が推定西面北門心の推定位置と比べて相当北となる（X座標値で約10m北）。これは西隆寺に南面する一条々間路を西隆寺側（右京一条二坊十・十五坪）に拡幅したためと考えておきたい。

B 主要堂塔の配置

西大寺蔵の「西大寺伽藍絵図」（元禄11年・1698）は、西隆寺の伽藍配置を描いた唯一の絵図である。この絵図は、奥書きによれば、宝亀11年（780）の絵図流記を模写したものというが、その信憑性については、「第Ⅱ章西隆寺の歴史」でのべているように若干の問題点を残す。しかし、この絵図に描かれた西隆寺の堂塔のうち、寺地の中軸線上の「弥陀金堂」（以下「金堂」という）、寺地東南部の「宝塔」、寺地の東面を開く「東門」の遺構が西隆寺第1～6次の発掘調査において、また金堂を取り囲む回廊のうち東面回廊と北面回廊が第209・212・219次の各発掘調査において検出されたことにより、この絵図が一定の信頼を置くに足るものであることが明らかになっている。これらの堂塔の配置計画については、『西隆寺発掘調査報告』で、西隆寺の伽藍中軸線が西二坊々間西小路心に設定されていること及び東門心が金堂心の東440尺、北110尺、塔心が金堂心の東250尺、南210尺の計画であることがすでに指摘されている。ここでは、主に今回の一連の発掘調査によって、新たに明らかになった堂塔の配置計画を以下

に示しておく。なお、配置計画の検討の基礎資料となる、堂塔位置等の実測座標値及び推定座標値はTab.12のとおり。

①金堂心から東面回廊棟通りまで及び金堂心から北面回廊棟通りまでの計画寸法は、それぞれ130尺、110尺である（金堂心—東面回廊棟通りの実測距離、金堂心—北面回廊棟通りの推定距離はそれぞれ38.85m、32.50m）。

②東門心は、北面回廊棟通り延長線上に設定され、中軸線からの計画寸法は440尺である（中軸線—東門心の実測距離は129.98m）。東門心が一条々間北小路心の延長線上に来ない（推定条坊計画線の方程式では東門心の位置は一条々間北小路心の北約11.4mの位置にあたる）のは、この設定方法のためである。

③金堂心から南面築地心までの計画寸法は300尺である（金堂心—南面築地心の推定距離は89.20m）。

④中軸線から東面築地心までの計画寸法と西面築地心までのそれとは、等しくなかったと見られる。東面築地心までの計画寸法は440尺（東面築地は東門棟通りに取り付く）であるが、西面築地心までの計画寸法がもし440尺であるとすれば西面築地は西二坊大路の路面上に来ることになる。中軸線から西面築地心までの計画寸法としては410尺がもっとも妥当性を持つ。すなわち、西隆寺寺地の東西幅は850尺であった可能性が高い⁽³⁾。

⑤寺地の南北方向の計画寸法は790尺と見られる（築地東北隅—同東南隅の推定距離は233.21m）。900尺に比べて相当短い寸法になっている理由としては、北京極大路が相当大きい路面幅を有していた可能性が考えられる。

Tab.12 西隆寺堂塔等の実測及び推定座標値

	X	Y
金堂心	-145110.80	-19529.05
塔心	-145172.82	-19454.61
東門心	-145077.84	-19399.07
東面回廊棟通り	-145110.80	-19490.20
回廊東北隅	-145078.25	-19490.30
南面築地心	-145199.50	-19433.00
築地東北隅	-144966.10	-19399.80
築地東南隅（推定）	-145199.31	-19398.37

塔心と東門心の座標値は『西隆寺発掘調査報告』による。金堂心の座標値は、西隆寺第3次調査（金堂地区）と一部重複した場所を調査した第209次調査の成果に基づき『西隆寺発掘調査報告』で採用している座標値を修正したもの。東面回廊棟通り、回廊東北隅（東面回廊棟通りと北面回廊棟通りとの交点）、南面築地心、築地東北隅の座標値は、実測図からの読み取り値（読み取り単位5cm）。築地東南隅の推定座標値は、傾き $\tan 0^\circ 18' 58''$ で南面築地心を通る直線と傾き $-\cot 0^\circ 19' 50''$ で東門心を通る直線との交点の座標。

(3) 奈良市第213-3次調査で検出した西二坊大路東側溝心（X = -146200.00, Y = -19647.88）を通り傾きが $-\cot 0^\circ 19' 50''$ の南北方向の直線と、東門心（X = -145077.84, Y = -19399.07）を通り傾きが $\tan 0^\circ 18' 58''$ の東西方向の直線との交点との座標値を求める X = -145079.25, Y = -19654.35を得る。この点と東門心との距

離は255.28mであり、1尺 = 0.296mで計算すると862.4尺となる。したがって、西隆寺西面で西二坊大路の道路幅を縮めていない限り西隆寺寺地の東西幅はこの値より短いはずである。側溝の幅、築地の幅等を考えると西隆寺寺地の東西幅は850尺の可能性が高い。

2 寺地と伽藍

西隆寺が平城京左京一条二坊の北西四町（九・十・十五・十六坪）を占めたことは、種々の史料からも明らかである。これまでの調査で、金堂・塔・東門などの主要遺構の位置が確定し、上記四町の占地は正しく裏付けられている。まず、1976年刊行の『西隆寺』発掘調査報告書によって旧調査区の成果を要約しよう。

金堂は、奈良時代前半に十坪・十五坪を分かった坪境小路とその中心をそろえており、寺地 金堂基壇は 129×79尺 の東西中心に位置する。基壇の規模を、旧調査では127×79尺としていたが、再検討の結果、東西は129尺 (38.2m) が妥当と考えられ、復原平面もFig. 51のように改訂した。

東門は、二条々間路に面して開くことは明らかであるが、寺地東面での位置は、南北中心に 当たらず、やや北へずれていることが判明している。東門の遺構は、親柱筋と西控柱筋の切石 東門は三間 一戸の 八脚門 の礎石計八個を存し、平面を完全に復原し得る。三間一戸の門で、桁行の柱間寸法は中央間十四尺、脇間九尺、梁行は十尺等間である。僧門であり、八脚門と推定される。遺構面を勘案すると基壇は低く、また宮城門と比較すれば明らかに規模も劣るが、切石の礎石を用いるなど、京内寺院にふさわしい格式を備えていたことが想像される (Fig. 51)。

寺地東面の築地塀は、この門の棟通りにとりつき、新しく調査した寺地東北隅部分での知見を合わせると、そのまま東北隅まで直線状に伸びることがわかる。従って東門は築地面からかなり道路側に張り出すこととなり、道路との間に一定の幅の犬走りを取っていたのであろう。築地の規模は明らかではないが、やはり東北隅の暗渠 (S X429) の状況から、その基底幅を6尺程度と推定した。

東門を入ると、バラス敷の道路 (S F006) が寺域内を西へ導く。その南北は12.7mをへだてて両側とも築地塀 (S A004・005) で囲まれており、寺域内が区画されていたことが明かである。

南側の区画内には、南方に塔が所在する。塔の遺構 S B050は長辺約6mの、南北にやや長い方形平面の地業であって、その位置と基壇規模がおおよそ推定されるにすぎない。また、塔 塔は長辺6mの方形平面の地業を検出

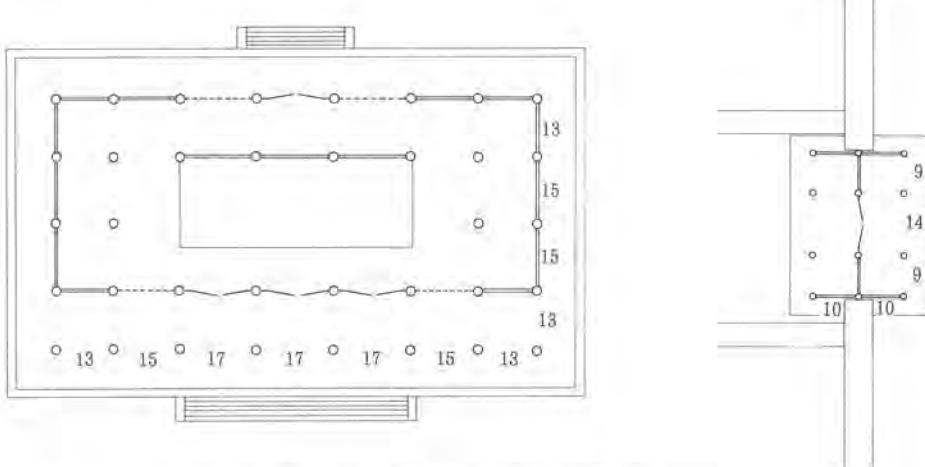


Fig. 51 金堂 (左)・東門 (右) 復原平面図 (1 : 500)

の周辺一帯には、他の建物などはほとんどない。

以上の成果に加えて、新調査においても多大な知見を得た。特に道路 S F 006 の北側の区画内に、整然とした配置を持つ、まとまった建物群があることが判明した。これについては次節で詳述する。

一方、道路予定地と、その周辺という調査の性格から、新調査の発掘区は伽藍中心部から寺地東北隅へ斜め帶状に亘り、寺地内の利用状況を、全域に亘って推測する手がかりが得られたことも大きな成果となった。まず、寺地と伽藍の関係について述べよう。

寺地は、すでに述べたように四町分、したがって一坊の四分の一の一辺900尺の正方形の内に收まる。⁽¹⁾いま、回廊で囲まれた伽藍の規模を復原すると、東西は心々で260尺であり、基壇の出を勘案すると、およそ82m(275尺)となる。すなわち、寺地全体の東西幅の中央 $1/3$ が、伽藍にあてられていると考えることができる。

東門は北面回廊の棟通りにその心を合わせており、寺地の南北中心よりやや北に位置するが、いずれにせよこれに続く東西道路によって、寺地の残り東側 $1/3$ は大きく南北に二分された区画となる。当然、西側も対称に南北二つの区画となることが考えられるが、寺地の西半には発掘調査はほとんど及んでおらず、ひとつの推定に留まる。主伽藍の北側をどう解釈するかは問題があるが、講堂・尼房の所在する、主伽藍と一連の区域と考え、以上をまとめると、概念図に示したような伽藍地及び四区画による寺地の構成が想定されよう。(Fig. 52)

寺地内の区画 このような寺地内の区画を「院」と称していたことは、東大寺や西大寺など、いずれも当代の寺院の史料によって明らかである。近接する西大寺においては、東西三町、南北四町の十二町分を、ほぼ条坊に従う町ごとに区画し、中央四町分に東西両塔・薬師金堂・弥勒金堂などの主要堂塔を配し、東西に計八院を構えていた。⁽²⁾

主伽藍復原 次に主伽藍の復原を試みよう。ほぼ確定しているといい得るのは、金堂の基壇範囲と、東北隅を含めた東面・北面の回廊の一部の柱位

置である。また旧調査第4次の調査区北端で、回廊の南雨落溝となる可能性を持つ東西溝S D192が検出されており、これらからまず回廊の規模を推定すると、棟通り間で東西260尺(77.6m)、南北286尺(84.8m)となる。東面回廊は隅を含まざる27間となる。北面回廊が講堂にとりつくか否かは確定できないが、調査の知見では否定的な要素があり、復原図では金堂背後で閉じると仮定した。

中門・南大門の平面を示す史料はないが、中門は「西大寺伽藍絵図」に、ことさら「樓門」と記載があることにいくばくかの

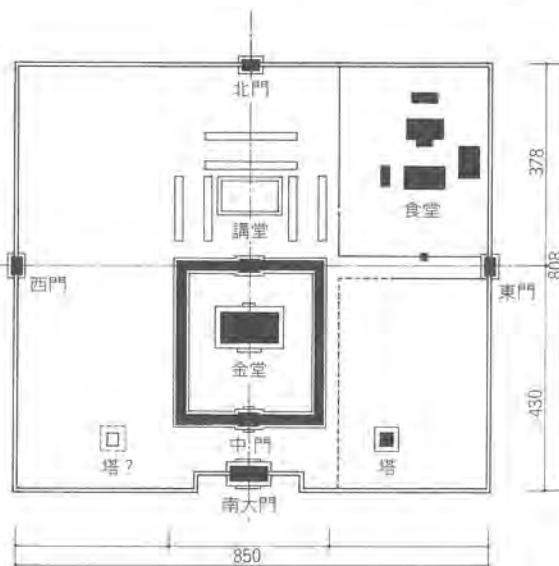


Fig. 52 西隆寺の寺地と建物配置 (1 : 4000)

(1) 東西は築地心々で金堂中軸線から東側440尺、西側410尺、計850尺に復原される。

(2) 宮本長二郎「奈良時代における大安寺・西大寺の造営」(『西大寺と奈良の古寺』昭和58年1月)

真実の伝承を認めて、東門とほぼ同規模の三間の楼門と推定し、一方南大門は、東大門よりひとまわり大きい五間の門を想定した。南大門は、南側の道路の状況を勘案し、南面築地よりやや引込んで建つと推測した。講堂の規模及び位置は、尼坊に推定した建物 S B542・545がその仮定の根拠である。

西隆寺の伽藍配置において特色となる点は、塔の位置である。西隆寺の塔は回廊の外にあって、しかも寺地のかなり南寄りに位置する。これは東大寺や唐招提寺、さらには興福寺などにも通ずる要素である。その位置からいって、塔自体の周囲に独立した回廊を持つ余地は少ないと想定される。西隆寺の東南の院は全体が塔院であった可能性もありえよう。今次の発掘調査の主要部となった東北の院は、その位置と建物配置から、次節に述べるように食堂院と推定できる。残る西北・西南の院については、全くの仮説となるが、西大寺の例に照らしあわせれば、政所院ないしは正倉院であったことが考えられよう。

このように、寺地を東西三等分する全体の配置計画や、院による構成は、西大寺との共通性が高く、その強い影響を物語っていよう。また一方では、伽藍配置に、規模こそ違え特に東大寺との強い類似性があるのは注目される。法華寺が塔二基であることを考えあわせると、西隆

塔院の
可能

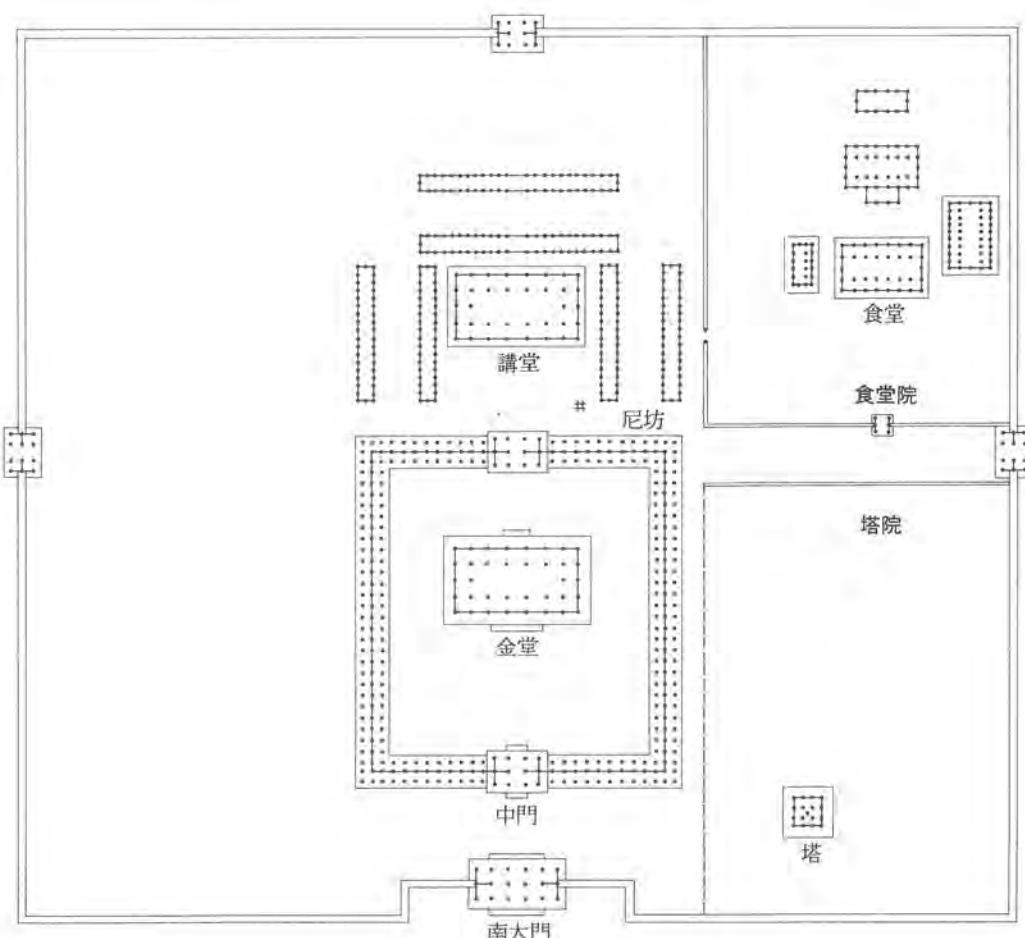


Fig. 53 西隆寺伽藍配置復原図 (1 : 2000)

寺も、BS050と東西対称の位置にもう一基の塔を想定すべきかも知れない。

なお、上にも引用した「西大寺伽藍絵図」（西大寺蔵）に描かれた西隆寺の伽藍図についてであるが、金堂・回廊・塔の位置関係は発掘成果とほぼ等しく、『西隆寺発掘調査報告書』においても、「少なくとも主要堂塔の配置では真実を伝えたものとしてよい」との評価を与えており。しかし、寺地に比して回廊一画の規模が甚しく大きい点をはじめとして、東門の形式と規模、寺地東北部の様相などは、発掘調査成果とは一致しない。ただし、塔の周囲に建物が見られないこと、金堂・講堂の背後に多数の堂舎を描くことなどには大勢として調査成果と共通するものがあり、史料としてのこの絵図の限界と同時にある程度の価値をも示している。

いずれにせよ、西隆寺が上記のような構成を持つ四町占地の大寺として奈良時代後期に成立し、少なくとも東北の食堂院の一画は10世紀まで生き続けたことは明らかとなった。なお講堂・中門・南大門などが明らかでないうらみはあるものの、伽藍の主要堂塔ばかりでなく、寺地周辺部の様相までがこのように発掘調査によって明らかとなった例は少ない。

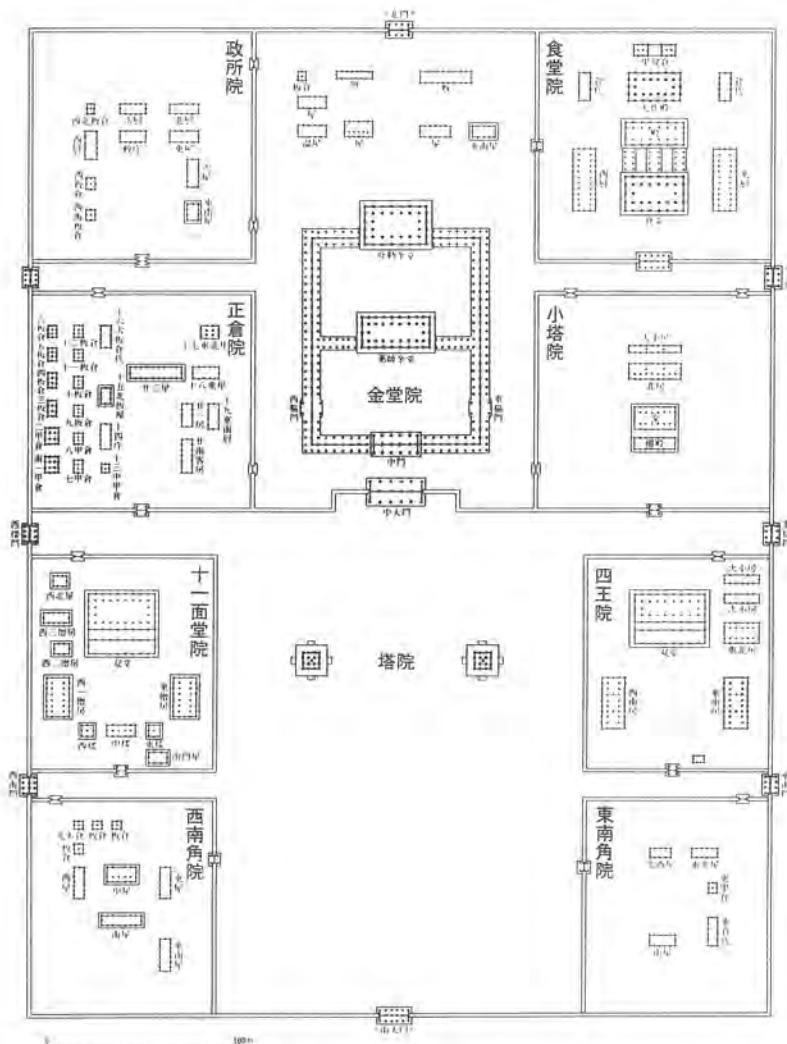


Fig. 54 西大寺建物配置図 (1 : 4000)

3 遺構変遷と寺地東北部の性格

すでに前節で触れたように、新調査によって寺地東北に一院が検出され、食堂院と推定した。本節ではこの部分を中心として全体の遺構の時期区分を述べ、次いで食堂院推定の根拠を述べる。

【A期】 古墳時代。南西から東北に斜行するいくつかの大溝と、これに直交あるいは平行する小溝、及びその周辺の多くの掘立柱建物からなり、このあたり一帯が6世紀を前後とする古墳時代の水田ないし集落であったことを示す。

なお、より古い縄文時代の斜行溝（SD440）や、布留式土器の時期の遺構も見られることをつけ加えておく。

【B期】 奈良時代前～中期。西隆寺造営前の平城京の宅地にあたる。坪境小路側溝（SD095・110）の存在によってこの四町が一町以下の宅地に分割されていたと想定できる。九坪には七間一面南北棟の建物（SB510）、十坪には同じく七間一面東西棟の建物（SB040）があっていずれも井戸（SE492・060）を伴ない、それぞれの主屋と推定される。ただし十坪に小規模な建物がいくつかあるほかは全般に遺構は少なく、宅地としての建物密度は低い。

西隆寺造営
前の平城京
の宅地

一方、十五坪にはSB120、SE130があり、池SG140を伴なう。また、十六坪ではその一部ではあるがSB200を検出し、柱間の規模などからも主屋に相当するものと推定される。その北方にはやはりこの時期の井戸SE203がある。以上、後に西隆寺の宅地となる四坪にはいずれも建物と井戸が配され、各一町以下の宅地であったことはほぼ裏付けられたといって良いであろう。しかしその敷地のいずれもが、あまり建物数が多くない様相を示しているのは、九坪内に池状の施設SG530があることとあわせて、この地域の特殊性ないしは開発途上の状況を示しているのかも知れない。九坪の坊間路に面する位置の掘立柱塀SA425も、宅地の外周を画するには、築地と比べるとやや貧弱な施設であるが、同様の状況は左京三条二坊（長屋王邸）でも見られる。

【C期】 西隆寺造営期。奈良時代後期。西隆寺造営に伴なって、この地の様相は一変する。伽藍内外は言うに及ばず、敷地内のすべての建物は破壊され、整地を行なって寺地となる。

まず伽藍北方では、廻廊地面から14.5mをへだてて、桁行七間以上の東西棟SB541が建てられ、その北は東西塀SA547で囲まれる。SB541の東妻は廻廊東面よりわずかに西に位置するが、伽藍に付属した施設と見なされよう。その位置と桁行が長いことからは、僧房の機能が最もふさわしいが、次期にこれを南北棟に建て替えて整備が進む状況をみると、仮設的なものの可能性もあり得よう。SA547の北方にも、さらに東西棟SB546が配される。

さて、絵図や、当時の伽藍配置の類型からは、北面廻廊SC450は講堂にとりつくのが当然と考えられるが、少なくとも金堂と同等ないしはそれ以上の規模の講堂の遺構は、調査区内には検出されていない。また、次期に位置付けた廻廊北方の井戸SE548は、遺物からいってこ

の時期まで遡る可能性を有しており、いずれにしてもやはり金堂と同規模ないしそれ以上の講堂が回廊に連なるという想定には否定的な事実である。したがって講堂の解明には伽藍中軸上のさらに北方の調査が不可欠であり、北面回廊が講堂にとりつかず、金堂周囲で完結する可能性も今後考慮する必要がある。

次に寺地東北部では、池状の湛水施設 S G530が整地に伴って埋め立てられ、四周を築地塀で囲む一院が形成される。その当初の建物配置は、Fig.

中心建物 S B 490 A 55のようである。すなわち、桁行七間の大規模な建物 S B 490 Aを中心として、その背面三方を囲むよう3棟の桁行五間の建物（S B 485・495・520）が配され、さらに北方に桁行七間の建物 S B 505が建つ。S B 505は塀で囲まれている。

食堂院 この中心建物 S B 490を西隆寺食堂と、またこの院を食堂院と推定する。その主要な根拠は、次の三点である。

- ① S B 490 Aは次期に同位置・同規模で礎石建の建物 S B 490 Bに建て替えられ、長期に亘って存続した大規模な堂であること。
- ②その位置が、伽藍東北にあること。食堂を伽藍中軸から東方にはずして建てることは、奈良

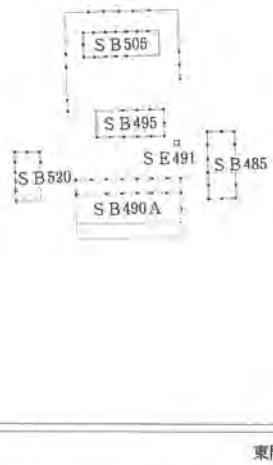


Fig. 55 C期の食堂院遺構配置 (1:1500)

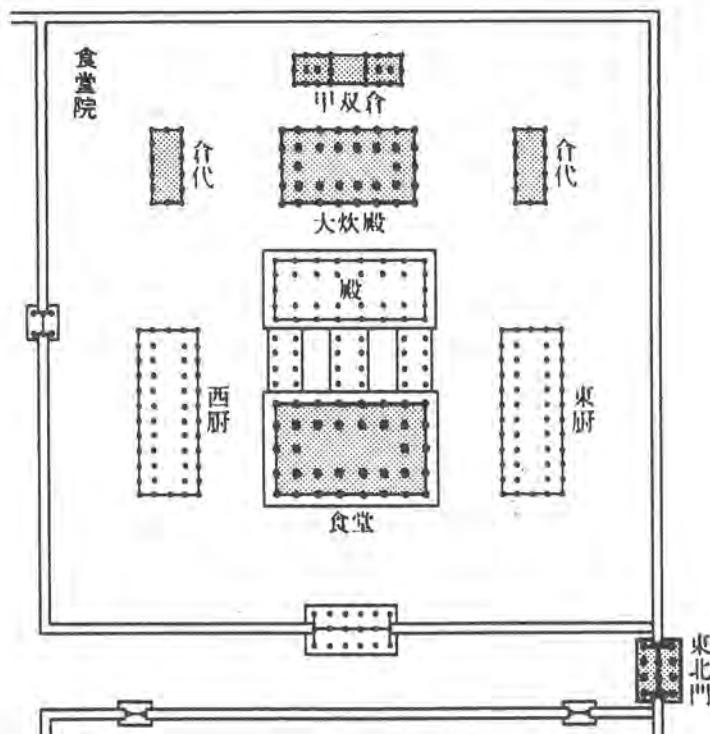


Fig. 56 西隆寺食堂院建物配置復原図 (1:1500)

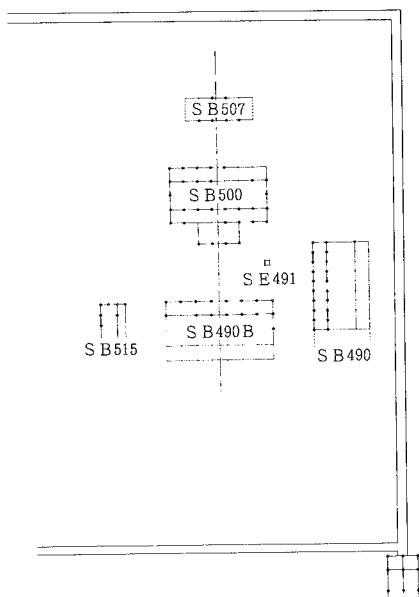


Fig. 57 D期の食堂院遺構配置図（1:1500）倉の類は検出されていないが、院内の未発掘部分に充分あり得るところで、横板組の上質の井戸S E491の存在も、食堂院にふさわしいものである。南限の築地塀S A004には、食堂中軸線上に当然南門を開いていたのであろう。一方、院の西限については、食堂西方やや南寄りに掘立柱の棟門S B540が検出されており、痕跡は残さないが、この南北に当然築地塀が連なっていたものと想定した。したがって食堂院の規模は、四つの築地の心々で東西80.4m(270尺)、南北111m(375尺)とみなされる。

この時期の食堂院の遺構の存続期間であるが、尼坊に比定したS B541と同様に、比較的短時間であったと推定される。その根拠は、1) まず食堂自体を含めすべての建物が掘立柱建であり、その後礎石建に改められているものが多いこと、2) 建物の方位が、いずれも北で西にかなり（約 $1^{\circ}30'$ ）振れていること、3) 柱抜取穴に、整地土と推定される黄色土を含んでいるものが多いこと、などである。特に2) の方位の振れは、伽藍廻廊や想定東面築地の方位と比較しても顕著なものであり、「殿」に推定した建物S B495ないしはS B505と、次期のS B500（七間二面）とを比較しても、仮設的な状況を示しているといえよう。

【D期】 奈良時代末期から平安時代初頭にかけて。西隆寺々域内が整備された時期。

伽藍北方では南妻をそろえて2棟の南北棟建物S B542・545が建つ。S B542は桁行10間以上で、さらに北に伸び、S B545も同等の規模と推定される。これらは、S B541の建て替えによる整備をされた尼坊と推定され、西方にも伽藍中軸線を心として対称に配されたと考えられる。S A545の西南にはS E548があって講堂の位置に疑問を投げかけているのはすでに述べた所である。遺構面は全般に削平がみられるとはいえ、他の礎石建物は随所でその痕跡を留めており、西隆寺においては尼坊が一貫して掘立柱建であったことは注目されよう。

東北方の食堂院の区画はそのまま存続しているが、建物はFig. 57のように大改修を受ける。食堂は礎石建に改められ、その西方にも小規模な礎石建物が付加される。東厨の位置には礎石建九間二面南北棟という建物S B480が建ち、大規模な厨としてここに機能が集約されたと推

時代の新風と考えられ、興福寺・東大寺などで食堂はこの位置にあり、また史料から、西大寺も食堂院は寺地の東北隅に復原されている。

③院内の建物配置・構成が、西大寺に近似すると考えられること。西大寺の「資財帳」では食堂院の構成建物を、「瓦葺食堂（一字）、桧皮殿、桧皮雙軒廊（三字）、瓦葺大炊殿、東桧皮厨、瓦葺倉代、西桧皮厨、瓦葺倉代、瓦葺甲雙倉、中間、馬屋房」と上げており、これをもとに宮本長二郎はFig. 56のような復原図を提出している。これをFig. 55の遺構配置図と比較すると、ほぼ同一の構成であることは瞭然であり、S B490を食堂、S B495を「殿」、S B505を「大炊殿」、S B485を「東厨」、S B520を「西厨」に比定しうるものと思われる。倉代・甲

食堂は食事をする所
殿は配膳室
大炊殿は食堂院の管理棟

厨は食物を調理する所

食堂院の大改修

定したが、西大寺資材帳の記載からはむしろこれに大炊殿を比定すべきかも知れない。「殿」は位置をやや後退させて七間二面の建物 S B500となり、後方に後殿 S B507を従える。食堂・殿・厨の中間に位置する井戸 S E491Bは、扉板を井戸枠の補強材として付加するなどの改修を受けながら、10世紀まで存続したことが遺物から確かめられており、それはこの食堂院そのものの廃絶時期にも示唆を与える。

食堂・厨が礎石建となったこの時期の食堂院こそ、その完成された姿と言うべきであろう。

「殿」が食堂に匹敵する規模となったことも、資材帳に記す西大寺の状況と相等しい。さらには

階隠 このS B500には、建物前方に中央三間と柱筋をそろえた四つの柱穴があり、これらを階隠と推定した。側柱との距離は3.9m（13尺）であるが、これはこの建物が床張りで、おそらく周囲に縁を巡らし、さらに木階をとりつけていたことを示すのであろう。床高・縁の出を共に5尺程と仮定すると、階隠内にこれに見合う木階を設けることができる。古代の建物遺構に階隠が確認された例はまれで、食堂院の「殿」の建物にこのように具体的なイメージを与え得たことはいささかの意義があろう。

なお、上記の四つの柱穴については、独立した三間の目隠塀という推定があり得ると思われるが、あえてそれを採らなかったのは、先に引用した復原案（Fig. 56）の通り、西大寺の場合には食堂と殿とが三条の軒廊で結ばれ、むしろ密接なつながりを保っていたと考えられるためであり、ことさらその中間を閉ざすような塀を設けることはふさわしくないと判断したのである。東大寺・興福寺も、食堂とその後方の建物は軒廊で結ばれていたと復原されている。

[E期] 平安時代以降 伽藍北方では、僧坊が建っていた場所に、倉と推定される二棟の総柱建物 S B543・544が建つ。僧坊が失われ、倉がとて代わったのであるが、これをもって回廊一郭も廃絶したとする根拠にはならない。むしろ寺地が縮小され、本来院を形成していた倉の機能がここまで近接してきた可能性を考えたい。

一方、旧食堂院では食堂 S B490と重複して南北棟片廂の建物 S B515およびそれに連なる塀 S A522・525が、また殿 S B500と重複して小規模な建物 S B504が、それぞれ検出されており、いずれも食堂院廃絶後のものと推定したが、その時期について手がかりに乏しく、確定しがたい。井戸 S E491も、この時まだ利用されていた可能性も大いにあり得よう。

しかしいずれにせよ、西大寺の衰退と同様に、平安時代に西隆寺がその勢力を急速に弱めていった状況は看取される。奈良時代後期に創建され、迅速に造営され、寺地内がくまなく整然と整備された、大伽藍といい得るほどの寺勢をほこったこの寺も、すでに第Ⅱ章で述べた通り、鎌倉時代には田畠に帰していたと推測される。近世元禄十一年の年記がある、「西大寺伽藍敷地并現存堂舎坊院図」には、未だその礎石を地上に留めていた様子が描かれている。しかしこれらの礎石もすべて失なわれ、現代その跡は都市のビルの下に没し去ろうとしている。

4 SE491出土の扉板とその復原

井戸SE491の井戸枠内側には、四面に板材が添え立てられており、扉板の転用であることが判明した。それぞれの材の上半は腐朽していたが、下半ではいずれも当初の幅を完存している。各材は、片側の端面を丸く仕上げ、その下端に軸を造り出す。幅の寸法からA～C材とD材の2種に分類できる。D材のみは他と細部手法も異なり、別の建物か、あるいは違う部位に用いていたものと推定される。

各材の所見を述べると、まずA・B材は同一規格で、厚さ7cm弱の板材からなる。A材は軸部分を破損したとみえ、その部分を切り取って後補している。後補材の短辺部分は目違で本体と接合し、長辺の端面二ヶ所に角穴をあけ、穴内に釘を打って留め、埋木をしている。また扉の召し合わせ側の端部、幅9cmの部分も本体と別木であるが、接合部分は本実矧で、さらに釘留めの上埋木を施しており、木口の端喰のおさまりからみて、当初からこの形で全幅を形成していたと考えられる。

これに対してB材は完全な一枚板であり、造り出しの軸も残されている。全幅99.5cmで、木口の端喰は80.5cmに及び、三ヶ所で釘留めとする。表裏の面のいずれにも、金具や棧の痕跡が一切認められず、戸締りのための仕口もないため、現在残されている部分は、扉の上側にあたるのではないかと推定される。A・B材のように木口に埋め込みの隠し端喰をもつのは法隆寺金堂及び五重塔所用の扉と同等の手法で、貴重な実例を加えた。

C材はA・B材と同幅であるが、ほぼ同一寸法の4枚の板を本実矧で接合し、一枚の扉板に仕立てている。総幅96.5cmと、B材よりやや短い。四材の接合方法は本実矧と太枘の併用であって、表面には棧などの痕跡を留めず、すべて見え隠れで処理している。また矧合せの造り出しを、下端から60cm前後で凸凹逆にしており、綿密な手法といえる。扉の全長に対して、この寸法が規則性を持っていると推定すれば、240cm、あるいは300cm前後という全長の復原値を得る。法隆寺金堂の扉の縦溝の寸法の比率(0.33)からは、後者が妥当となるが、この材の厚さ(約7cm)は、法隆寺金堂のそれ(約10cm)よりかなり薄く、前者の可能性もあり得る。一方太枘の位置は、下端から約38～40cmの所にあり、その上少なくとも60cmの間には仕口がないので、全体で3～4箇所であったと推定される。

D材はやや幅がせまく、2枚の板をC材と同様に本実矧で接合し、横棧と八双金物の釘跡を

共に残す点が他と異なる大きな特色であるが、端喰はない。総幅889mmは3尺、2枚の板幅はそれぞれ2尺と1尺、また横棧の間隔も2尺に復原され、きわめて規格的な造りであることも注目に値する。八双金物の形状は、法隆寺東院夢殿の旧扉金具や、唐招提

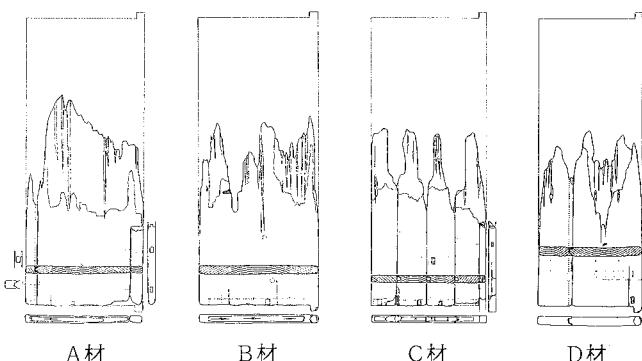


Fig. 58 SE491出土の扉板

寺金堂所用のものに類似した、おだやかな出八双に復原されるが、およそ扉板の半分にも及ぶ長さをもつ点は常識を覆すものであり、当代に実用をこえた扉の飾りとしても八双金物が活用されたことがうかがわれる。この材の場合は、横桟の間隔が一定で、かつ上下のあきが等しいと仮定すれば、全長の適当な復原値として245cm、304cmという二つの値が得られ、C材の場合とほぼ一致するのは注目されよう。法隆寺伝法堂の場合、扉々の柱間寸法12尺（天平尺）に対して長押間の内法寸法は8尺であり、扉幅は約114cmであるので、扉の復原長として8尺という値は充分に可能性があるといえる。いずれにせよ、全長10尺の扉（A～C材）は主要堂塔に、8尺の扉（D材）は床張りなどの堂に用いられたと考えると、その意匠の差も理解されよう。

A～C材と
D材の意匠
の 差

また、軸の欠損の状況からは、かなり長期に亘って使用されたこと、またD材の表面に焼損の跡がみられることからは、その廃絶の状況もうかがわれる。なお、これらの扉板の他に、中方立とも呼ぶべき材の断片が出土しており、古代の扉口の工法の一例として貴重である。

今回の発見は、井戸への転用材として平城京では宮跡内外を通じて初めての例である。法隆寺金堂、五重塔所用のものと、その規模や端喰の技法が一致し、一枚板のものとして年代的にもそれらに次ぐ古さをもつこと、さらに複数の材を集成する手法や、八双金物、横桟などの細部技法、さらには当時の修理の技法をも知ることができたことの意義は大きい。また、その規模と意匠からは、上記のように西隆寺内の堂に用いていたものの可能性が高いと思われるが、年輪年代の測定結果とは必ずしも合致せず、宮内など他の場所から運びこまれた可能性も検討しなければならない。

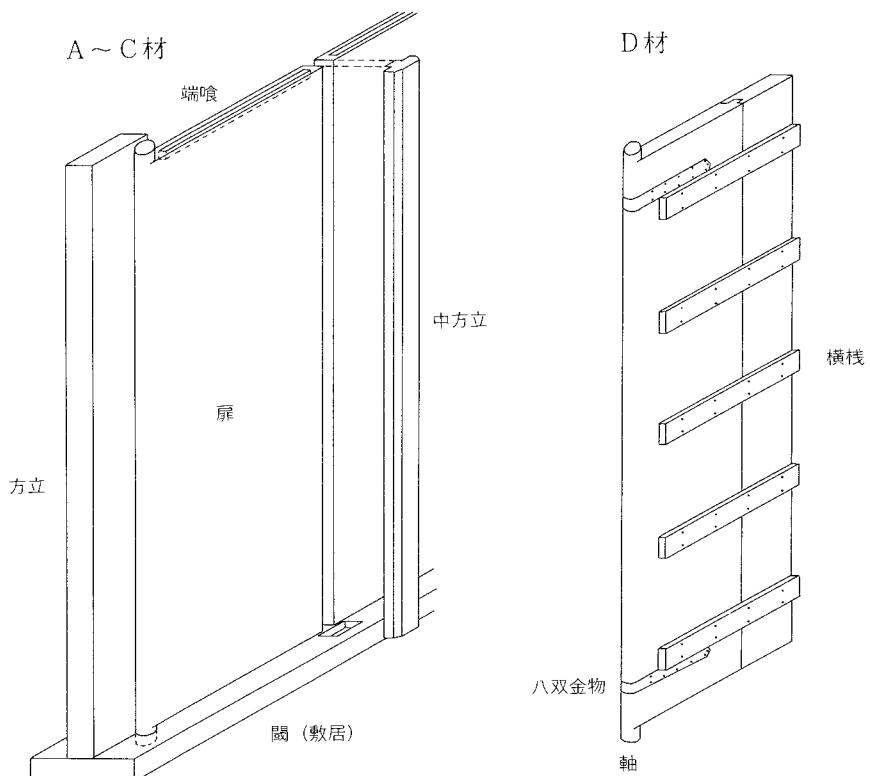


Fig. 59 SE 491出土の扉板復元

5 考古学からみた土器埋納遺構の性格

212次調査で回廊東北隅から土器埋納遺構S K499が発見された。調査担当者は、発見当初これを、回廊建立もしくは主要伽藍の安寧静謐を願う地鎮め遺構と考えた。ところが埋納土器内の土壤6点をサンプルとした脂肪酸分析の結果、そのうちの3点から動物性脂肪酸が検出され、土器内には胎盤に類する動物遺体が埋納されていたと判定されるに至った。⁽¹⁾現在は本遺構を巡って、胞衣壺とする見解と地鎮め遺構とする見解が対立する形となっている。

本項ではこれまで脂肪酸分析の結果ばかりが強調され、一部に、出土状態や出土遺構まで誤って伝えられるに至っている現状に鑑み、調査担当者として、本遺構の調査成果を明確に提示し、その性格判断を行おうと考えるものである。

まず第一に、本遺構の検出状態を確認するとともに、埋納時期を確定する必要があると考える。第二に、脂肪酸分析の結果に対する疑問点を提示する。次に、これまで発掘調査で検出された胞衣壺の類例を検討し、胞衣壺説の矛盾点を提示する。最後に、地鎮め遺構の可能性を示唆しておく。

A 検出状態

土器埋納遺構S K499は、複廊である回廊の東北隅、中央柱穴で検出した。出土状態等の詳細は土器埋納遺構の項を参照されたい。本例の性格を考えようとするとき、まずその埋納時期を確定することが必要となる。時間的な前後関係から言えば、回廊建立前、回廊建立時、回廊建立後のいずれかである。

回廊建立前　　今回の一連の調査によって、回廊周辺には奈良時代前半に遡る小規模な掘立柱建物や土壤が点在し、居住地として使われていたようだ。本遺構を胞衣壺と考えた場合、居住地のこうした小形掘立柱建物の近傍に埋納したとするのが、もっとも考えやすい。しかし、本遺構の土師器甕Aが平城宮土器編年IV～V期に位置付けられる限り成立する可能性はない。

回廊建立後　　この場合も回廊建立前とする考え方と同様の困難がある。回廊建立後ほどなくして主要伽藍は徐々に衰微していったようだ。しかし回廊北東の池状遺構S G530上層からは9世紀の遺物が出土するとともに、井戸S E491からは10世紀後半代の供膳・煮沸形態の土器が多く出土している。主要伽藍の東北部では、長らく何らかの生活が続けられた可能性がある。それらの人々が回廊衰微後に土器を埋納する可能性は否定できない。

しかしまず土師器甕Aは平城宮土器編年IV～V期のものであり、この種の土器が伝世することは考えがたい。遺構の上からも、検出された楕円形の土壤はその位置はもちろんのこと、形態・埋土等、一連の回廊礎石据え付け掘形と何等変わることろがない。また新しい土壤が切りあっている可能性も、平面検出・断割り調査、いずれの結果からも否定せざるをえない。

つまり本遺構の時期として矛盾なく解釈できる考え方は、唯一、回廊建立時に埋納したとする次の考え方である。土器埋納遺構は回廊建立時に礎石据え付け穴を開削し、根石を据えるまでのきわめて短い間に埋納されたものである。

(1) 「西隆寺跡から出土した土器に残存する脂肪酸分析」『1990年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1991

回廊建立時に埋納

B 脂肪酸分析結果に対する疑問点の提示

脂肪酸分析はズコーシャと帯広畜産大学に依頼し、両者の署名入りの報告書を受領している。ここでの記述は、すべてこの報告書の内容に対するものである。

報告書によれば、脂肪酸分析は、次の手順で行われている

1. 資料の採取
2. 脂肪酸の抽出
3. 脂肪酸組成の検討
4. ステロール組成の検討
5. 脂肪酸組成の数理解析
6. 脂肪酸組成の種特異性相関

残念ながら、脂肪酸の分析値そのものに対して、批判を加える力量は持ち合わせていない。しかし少なくとも、分析値の解釈に対しては、科学的な推論の過程における問題点や疑問点を指摘することができる。

各段階それぞれについて、疑問を提示する。

1. 資料の採取

発掘地は現代の汚染を受けやすい地であった
No.1からNo.6まで6点の資料が採取されている。このなかで1から3が土師器甕の外。4から6が土師器甕の中である。さて問題点は2点ある。まず先にも述べたように、この甕は、表土直下で検出された。具体的には、表土から土器口縁部まで50cm内外しかない。つまり地表面に非常に近い場所に埋納され、かつ蓋などの遮蔽物がない状態の甕は、地上からの様々な汚染をひじょうに受けやすい状態であった。この地点の調査以前の状態を順に遡っていくと、百貨店の商品搬入口近くの廃品置き場、百貨店建設とともに事務所兼作業員宿舎、個人住宅出入り口に近い庭であった。とくに百貨店に関わる前二者の時期には、動物質を含む雑多な汚染をひじょうに受けやすい地であったことがわかる。

第二に、こうした汚染の有無を判定するために、6カ所の資料採取を行ったと推量されるが、この地は、秋篠川によると思われる砂層を基盤にしており、回廊の基壇もこの砂層で形成される。とくに土器埋納遺構の発見された場所は、砂層に加え、下層に秋篠川の旧流路があり、非常に水引のよい、汚染物質の透過しやすい地層である。つまり汚染物質があったとしても、甕の外では透過して検出されない可能性が高い。したがって、甕の外の資料1～3で動物性脂肪酸が検出されなかったことを根拠に、汚染がなかったと結論付けることは困難である。調査前の土地利用状態より考えて、動物質を含む汚染を受けていた可能性を想定する必要がある。

2. 脂肪酸の抽出

この段階には、問題となる点は存在しない。甕の中の土が、抽出率0.0188から0.0786%であったことは、他の分析例に比べ、分析の確度がより高いものと考えるに足る結果である。ところがこの結果は、ステロール組成の分析値と一致しない。つまり、脂肪酸はたくさん抽出されたが、なかのステロールは少なかったという矛盾した結果となっている。

3. 脂肪酸組成の検討

ここで問題となるのは、甕内の土No.4から6の試料の示す脂肪酸組成の理解である。分析結果には、「試料No.4は他の試料No.5、No.6とは多少異なる脂肪酸組成パターンを示した」と記される。つまりNo.4は、No.5、6に比べ、「もっとも多く分布していたのはパルミチン酸で27%、次いでステアリン酸、オイレン酸、リノール酸がほぼ同程度分布していた。」とされる。

これについて報告は「ステアリン酸、オイレン酸、リノール酸の分布割合は植物脂質にはない脂肪酸パターンで」と述べる。しかし一番多いはずのパルミチン酸は、報告によれば「主として植物遺体の土壤化に伴う腐植物からきていると推定される。」という。脂肪酸組成を動物由来とするか植物由来とみるかで、報告書中に既に矛盾を含んでいる。No.5と6は甕の外のNo.1から3と明らかに組成の違うことが、提示された棒グラフから推量されるが、No.4はそのどちらにも属さない特殊な組成と考えるのが至当であろう。

個々の数値に関しても、No.4の特殊性がうかがえる。No.5と6は「典型的な動物性脂肪が残存する谷状の脂肪酸組成パターンを示した。特にベヘン酸、リグノセリン酸などの高級脂肪酸の含量は、両者の合計で45~50%という高いものであった。」とされるが、問題のNo.4では、ベヘン酸、リグノセリン酸の比率が低く、パルミチン酸の比率が高い。報告は、「甕内の土壤試料には動物性遺体が残存していた可能性が高い。」と結論づけるが、正確には、No.5、6には動物性遺体が残存していた可能性が高いと言うべきであろう。

4. ステロール組成の検討

ここでもNo.4の特殊性が浮き彫りにされる。報告では、「植物由来のシトステロールは（中略）試料No.4ではまったく検出されず、コレステロール以外のその他のステロールが約90%近くを占めていた。その他のステロールの大部分は動物性ステロールと推定される。」と述べる。しかし、分析値を見ると、コレステロールは2.10%と試料6点のうち最低の数値を示す。少なくともこの結果から「その他のステロールの大部分は動物性ステロールと推定される。」というのは分析結果から逸脱していると言うべきである。またシトステロールがまったく検出されないことから、No.4はステロール含有量が異常に少なかったと考えるべきだろう。資料の分析量自体が少ないとき、含有量の相対的な評価は、当然不安定なものになる。少なくともコレステロール2.10%という数値を無視して、シトステロールが検出されなかったことをもって、動物性遺体の存在を推定することは、無謀であるといわざるを得ない。

さらに脂肪酸組成で動物性遺体が残存していた可能性が高いとされたNo.6では、コレステロールとシトステロールの分布比が低い。報告も「動物性脂肪酸の存在を示す脂肪酸の結果とは一致しなかった。」と述べ、この事実を認めている。これは脂肪酸組成からみた結果と明らかに矛盾している。これに比べNo.5のコレステロール31.59%という数値は、No.4・6と比べ異常に高い。No.4~6も甕の中とは言え、脂肪酸組成とステロール組成の結果が矛盾するなど、試料の安定性に疑問があると言わざるを得ない。

5. 脂肪酸組成の数理解析

報告では明言しないが、図にあげられるクラスター分析の手法を見れば、この分析の目的が

奈辺にあるか、一目瞭然である。今回の分析は、試料がどういった物資の脂肪酸に由来するのかを見るのではなく、「試料のいずれが、人間の胎盤と似た組成をもっているか」という観点から行われている。報告のはじめの部分では、「この甕は胞衣壺と推定されている。」と断言されている。全分析結果の底流に、この先入観が流れている。これまで述べたとおり、この先入観のために、分析結果にかなり無理な解釈が加えられていると言わざるを得ない。

土器埋納遺構の発見当初は、地鎮め遺構の可能性を考えており、胞衣壺の可能性は低いものと考えていた。試料の提供に当たってどういう経緯があったかは今となっては不明であるが、試料提供の時点で、かのような錯誤が生じたとすれば、調査担当者として深く反省せねばならないと考える。

実際のクラスター分析では、「試料のいずれが、人間の胎盤と似た組成をもっているか」という観点から分析資料を選定している。今回採集した資料6点と比較されているのは、いずれも同じ分析者によって、胞衣壺と判定された、平城京右京三条三坊一坪の土師器壺資料1点、平城京左京五条五坊十坪の土師器壺資料1点と人間の胎盤である。分析方法が、各資料間の相対的な相関係数から、類似度を樹状構造図として表わすものである限り、結果は分析をする以前に決定している。胞衣壺に類似する以外の結果が得られるはずはないのである。

6. 脂肪酸組成の種特異性相関

種特異性相関の分析においても、報告の内容に自己矛盾が存在する。報告は「第2象限から第3象限にかけての原点付近に植物と微生物」が分布すると述べる。「試料No.4は単独でB群を形成し、第2象限の原点から少しほなれた動物性脂肪の位置に分布した。」と述べる。図で見る限り、第2象限の原点に近い位置と思えるのだが。少なくともNo.4の位置が、動物性脂肪の分布域にはいることを数値で示すべきであろう。

以上を総合して、総括として分析結果のまとめが行われる。

まず報告は、「試料No.4、No.5、No.6には動物性脂肪が残存している可能性が高い。」とする。

試料No.4についての疑問 先にも述べたように、No.5については問題ない。No.4の解釈が問題となる。No.5・6とくらべベヘン酸やリグノセリン酸と言った高級脂肪酸が少なく、オイレン酸やステアリン酸が多いという特異性を、動物性脂肪として解釈して良いのだろうか。そう解釈するのなら、少なくとも根拠を明示すべきだろう。

「また、ステロール分析と数理解析の結果試料No.4とNo.5の位置には動物性脂肪が多量に残存していた可能性が高い。」とする報告は、No.5については首肯されるものの、No.4については疑問が多い。「特に試料No.4には胎盤様のものが残存していた。」という結果も、クラスター分析が、胎盤以外の他の脂肪酸との相関行列距離を検討していない限り、にわかに信じるわけにはいかない。

個々にあげた疑問のいずれもが、胞衣壺の可能性が高いとする先入観から生じたものであることは多言を要しない。さらに同じ分析者が別の機会に次のように述べている。「脂肪酸およびコレステロールだけでは、動物種を正確に判定することが困難な場合がある。⁽¹⁾」と。つまり

(1) 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和63年度』1989

今回の分析では、なんらかの理由（おそらく埋納後の汚染によるものだろう）によって、分析値が不安定で、これだけで埋納物を特定することは困難な場合に相当するのであろう。

C 胞衣壺説の矛盾

上記2では胞衣壺説の大きな根拠となっている脂肪酸分析の結果が、いろいろな矛盾をはらんでいることを述べた。次に考古学や民俗学の上からこれまで考えられている胞衣壺の範疇で、今回の土器埋納遺構を理解することができるかの検討を行っておきたい。

1. 胞衣壺の概念

画期となった水野正好氏の論考⁽¹⁾以来、胞衣壺について次のような共通理解が得られていると考える。

まず1. 胞衣壺とは、後産を容器にいれ、副納品とともに埋納したもの。2. 埋納の場所は、民俗例では、人のよく踏む場所と踏まない場所という、相反する二例が知られている。3. 副納品は、民俗例では、男児は筆・墨・錢。女児は針・糸・錢である。以上の3点について、順次、今回の土器埋納遺構との対比を試みる。

後産の埋納 後産の埋納である限り、出産という行為が西隆寺で行われたと考えざるを得ない。しかしこれがいかに困難な想定であるかは多言を要しないであろう。さきに述べたように、土器埋納遺構は、回廊建設時の、礎石据え付け穴を掘削してから、根石を据えるまでの間で短期間に埋納される必要がある。回廊の柱建立に伴うなんらかの建築儀礼を考える以外に、このタイミングで埋納できる可能性はないといって良いだろう。また回廊建立中に、すでにこの地で尼僧の生活が営まれていたと考えることができるであろうか。

回廊建立時に後産の埋納を想定するのは困難

埋納場所 民俗例では、人のよく踏む場所の場合、建物の出入口・土間、馬屋、産所、便所の近くなどの事例がある。逆に人の踏まない場所としては、墓地のなかというのが多い。出土例でみると前者、人のよく踏む場所というのが多い。奈良時代の胞衣壺の典型例として有名な、平城京右京五条四坊三坪では、SB025の入口と推定される柱の脇に埋納され、平城京右京八条一坊十四坪では掘立柱建物SB1534の出入口の庇部分に埋納された。最近にわかつて事例の豊富になった、近世の町屋の場合、入口や通り庭と呼ばれる土間に複数の胞衣壺が埋納される場合が多い。これまでの出土例を見る限り、少なくとも寺院の境内から発見された例はない。ただ、中世後半からは寺院境内に墓地が営まるようになる。この場合、寺院境内から胞衣壺が発見される可能性はある。しかしこれも墓地の近辺に埋納したもので、寺院に埋納したわけではない。

副納品 民俗例で見られるような、男児は筆・墨・錢、女児は針・糸・錢という整った副納品がみられる出土例は極めてまれである。とくに、今のところ、女児の胞衣壺と確認された例はない。男児の例でも、筆・墨・錢がそろうのは、古代では平城京右京五条四坊三坪が唯一である。墨・錢が残る例は、平城京右京八条一坊十四坪、鳥取県米子市諏訪遺跡群が知られる。胞衣壺と考えられる例の多くは錢貨の出土をもって胞衣壺と推定している。水野氏の引用する『玉葉』の記事に、錢文を上にした錢貨5枚の上に、絹に包んだ胞衣を、埋納するとあ

(1) 水野正好「想蒼籬記壹叢」『奈良大学紀要』第13号 1984

る。この記事を根拠に、錢貨5枚の出土した土器埋納遺構を胞衣壺とする例が多い。本例も錢貨5枚が布に包まれている。

Tab.13には、私の今までに確認できた古代の胞衣壺の検出例をあげた。もちろんここにあ

Tab.13 胞衣壺検出例一覧表

遺跡名	遺構名・埋納容器	埋納物	建物
平城京左京三条二坊十五坪 ⁽¹⁾	S X105 須恵器壺A・同蓋	なし	S B104の西
平城京左京三条二坊十六坪 ⁽²⁾	S X38 土師器甕A・須恵器杯B蓋	墨	S B37の南西
平城京左京三条三坊一坪 ⁽³⁾	S X16 須恵器杯B・同蓋	和同4・不明銭1	S B62南西隅
平城京左京五条一坊八坪 ⁽⁴⁾	S X48 須恵器杯A・同蓋	なし	S B43の北
平城京左京五条五坊十坪 ⁽⁵⁾	S X17 須恵器杯A・同蓋	和同5	S B03の北西
平城京左京四条二坊十六坪 ⁽⁶⁾	S X07 土師器甕A・須恵器杯B蓋	なし	S B01北廻内
平城京左京四条四坊十一坪 ⁽⁷⁾	S X14 須恵器杯B・同蓋	和同2	S B03の南
平城京左京八条一坊三坪 ⁽⁸⁾	S X3388 土師器甕A・須恵器皿A	なし	S B3360の北
	S X3434 須恵器杯B・同蓋	なし	S B3420の南
平城京右京五条四坊三坪 ⁽⁹⁾	S X17 須恵器壺A・同蓋・和同4・筆管1・墨1		S B025
平城京右京八条一坊十四坪 ⁽¹⁰⁾	S X1535 須恵器杯B・同蓋	和同5・墨	S B1534
長岡京右京五条二坊十五町	S X07 土師器甕・土師器皿	和同1・萬年1・神功2 不明銭1・絹織物	離れて掘立柱建物
	S X08 土師器甕・土師器皿	神功1・不明銭4・絹織物	
小畠十郎殿谷 ⁽¹¹⁾	土師器甕・須恵器杯B蓋	富壽神宝1・不明4銭・布	
津寺遺跡高田山調査区 ⁽¹²⁾	土師器甕A・須恵器杯B蓋	和同5	
馬屋(岡山県山陽町) ⁽¹³⁾	須恵器杯B	和同4	
諏訪遺跡群西山ノ後地区 ⁽¹⁴⁾	土師器甕	和同3・鉄刀子1・鉄鋤先1・墨	小形掘立柱建物

(1) 奈良市埋蔵文化財概要報告書 平成2年度 1991

1985 1989

(2) 奈良市埋蔵文化財概要報告書 平成3年度 1992

(9) 平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報 1977

(3) 奈良市埋蔵文化財概要報告書 平成元年度 1990

(10) 平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告 1989

(4) 奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和59年度 1985

(11) 龍野市教委『小畠から出た皇朝銭入りの壺』1992

(5) 奈良市埋蔵文化財概要報告書 昭和63年度 1989

(12) 岡山県埋蔵文化財報告21 1991

(6) 奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度 1984

(13) 『吉備の考古学的研究(下)』1992

(7) 奈良市埋蔵文化財概要報告書 昭和60年度 1987

(14) 米子市諏訪遺跡群発掘調査概報Ⅱ 1981

(8) 平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書

げたのは、発掘担当者が胞衣壺として報告しているもので、個々に胞衣壺か否かの検討がすんでいるわけではない。これらの諸例を見ても、実に様々な内容を持っており、胞衣壺の実態をこれだけの考古資料から明らかにするのは、これまた無謀のそしりを免れえない。ただ錢貨5枚の埋納は比較的共通した特徴と言える。

しかし錢貨5枚の埋納をもってして胞衣壺の根拠とできるだろうか。5という数は、陰陽五行説に由来し、東西南北と中央という方位に由来するものである。とすれば、かならずしも胞衣壺のみに限られるわけではない。福岡県鞍手町汐干掛遺跡第5号墳墓⁽¹⁾では、奈良時代の火葬骨蔵器を埋納した土壙の底の中央と四隅に和同開珎等が埋納してあった。5という数自体が聖的であるのだ。近世の例であるが、和歌山県高野山金剛峯寺宝性院の地鎮め遺構⁽²⁾は、敷地の中央と東西南北の5カ所に、折敷に載せた5枚の皿を埋納している。

少なくとも、錢貨5枚の出土をもって胞衣壺とする根拠は薄弱といわざるを得ない。筆・墨・錢がそろい胞衣壺の典型例として有名な平城京右京五条四坊三坪では、錢は4枚しか出土していないのである。墨・錢・鉄刀子・鉄鋤先が出土した鳥取県米子市諏訪遺跡群でも錢貨は3枚である。

2. 古代の穢感

民俗事例では血に伴う穢は、死に伴う穢と同様、重大な穢と認識される。血に由来する穢、つまり赤不淨は、民俗的にもっとも深い穢とされる地方もある。⁽³⁾寺院のそれも仏の空間であることを示す結界である回廊に、血の穢である胎盤を埋める行為が許されるであろうか。

以上に述べたように、この土器埋納遺構を胞衣壺だとする見解は、これまで胞衣壺に対してもたれてきた共通理解に対して、根本から再考を迫るものであるとともに、民俗学的な常識をも書き換えるを得ないという非常に重大な意味を持つのである。

今までして脂肪酸の分析結果に固執する利が果たして我々にあるだろうか。脂肪酸分析の結果自体に、さきに述べたような疑問点がいくつかある以上、少なくとも胞衣壺説を一つの説として、他の説とともに冷静に判断する必要があるように思われる。

D 地鎮め説

寺院跡における地鎮め遺構は、これまでかなりの出土例が知られている。特に古代では東大寺、興福寺、元興寺など、南都七大寺をはじめかなりの類例が知られている。ただその多くは、金堂や塔といった中心伽藍から、金・銀・鏡・玉といった華麗な遺物を含む大規模な地鎮め遺構が検出されるというものだった。今回の検出例は、仮に地鎮め遺構だとすれば、回廊発見の地鎮め遺構として唯一の事例といえる。そのためこれまでの発掘成果で比較すべき検出例がない。しかしこまでの発掘成果で、おぼろげながら地鎮め遺構の階層性が見えてきている。まことに簡便なものとして土器だけを使用するものがあげられる。平城京右京八条一坊十四

地鎮め遺構
の階層性

(1) 福岡県教育委員会『九州縦貫自動車道関係埋
藏文化財調査報告XX』1978 (3) 波平恵美子『ケガレ』東京堂出版 1986
(2) 元興寺文化財研究所『高野山発掘調査報告書』

坪のS X1579・1592・1593が類例である。古代に限らず近年、土器だけを使用した祭祀遺構の検出例が増えている。次が土器を容器とし、銭貨を伴うものである。平城京右京八条一坊十四坪のS X1400や平城京左京二条六坊十二坪のS X3150があげられる。この中に胞衣壺か判断に苦しむ例が多い。そして中心堂塔で行われる金・銀・鏡・玉を用いた地鎮め遺構がある。

今回の土器埋納遺構が地鎮め遺構だとすれば、回廊の地鎮めとして階層性がより明瞭となる。ただこれまでの主要堂塔の地鎮め遺構では、地の神に賄賂として種々の貴重品を捧げ、建物の安寧静謐を願うのが通例と考えられた。回廊の場合、ややそれらとは様相を異にする。回廊は主要堂塔を取り囲み、仏の空間として他の境内地と区別する機能を持つ。この結界としての機能の中でも、東北隅というその埋納位置には、特別の意味が込められていたと考えられる。掘立柱建物にあっても、たとえば平城京左京四条四坊九坪のSB2390のように、東北隅の柱穴から銭貨の出土する例が二・三知られている。⁽¹⁾

東北隅の もつ意味

陰陽道において東北は陰惡の気が集まり、百鬼が出入りする方角、鬼門として特別の意味ある方角として知られる。そこに鎮物を置くというのは、伽藍全体の安寧静謐を願うためには、格別の方法と理解されたのだろう。今回検出された土器埋納遺構を理解する上で、回廊の東北隅に埋納されたという事実を、より積極的に理解することができよう。

E　まとめ

以上の結果を箇条書きにまとめておく。

1. 本土器埋納遺構は、発掘結果からみて、回廊建立時に礎石据え付け穴を開削し、根石を据えるまでのきわめて短い間に埋納されたものである。
2. 脂肪酸分析の結果は、土器内に動物性脂肪の存在していた可能性を示唆している。しかし今回の分析結果から、それを人間の胞衣に由来するものと特定することは困難である。
3. これまでの考古学的な成果からしても、この土器埋納遺構を胞衣壺と断定するに足る資料はない。
4. むしろさまざまな状況証拠からみて地鎮め遺構と考える方が理解しやすい。

脂肪酸分析の結果だけが胞衣壺を示唆しており、それ以外の状況証拠はことごとく地鎮め説に有利なものとなっている。ただ本稿中で何回も述べたように、本遺構を地鎮め遺構と考えるにしても積極的な根拠があるわけではない。地鎮めと考えた方が矛盾が少ないと言うに留まる。

本稿では脂肪酸分析の結果に重大な疑義のあることを述べた。しかしその疑義の発生は主として、資料提供の際の相互の情報提供が円滑に行われなかったことによると考えねばならないだろう。われわれ考古学研究者が分析資料を提供する際に起こりがちな問題である。今回は情報提供の不足がいかに分析結果を誤らせるかの好例を提供してしまったようだ。

それと同時に考古学研究者が心しなければならない問題に、自然科学的な分析結果をいかに認識し、推論過程に組み込んで行くかである。そして今回私が批判したように、自然科学的な分析であるからこそ、確実な点は何か、推測はどの部分であるかを明瞭に区別しなければならない。“科学的”だからという理由だけで文章すべてを無批判に受け入れていいわけではないだろう。

(1) 奈良国立文化財研究所『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』1983

6 西隆寺創建期の軒瓦

A 瓦葺建物の抽出

西隆寺の発掘調査面積は、過去の調査を含めて4町の寺域の約20%に達している。中軸線上の建物は金堂以外未確認であり、西半部についても調査が及んでいるのはごく一部にすぎないが、寺域東半部の様相はかなり明確となった。

軒瓦の総量 軒丸瓦の総合計は339点、軒平瓦は同じく471点あり、発掘面積 1 a (100 m²)あたりの軒瓦の平均出土点数は、7.0点である。この数値を平城宮と比較すると、瓦葺建物群として創建された第一次大極殿院の12.0点と、総瓦葺と桧皮葺の両者を含む内裏の5.2点の中間に位置することがわかる。これには西隆寺創建以前のものも含んでおり、西隆寺における軒瓦分布をそのまま示すわけではないが、遺構の上で西隆寺以前の明確な瓦葺建物が認められないことと、後述するように当該時期の瓦自体が全体の中では僅少であることを勘案すれば、西隆寺創建時の状況とそれほどかけ離れたものではないとみられる。ともあれ、瓦葺建物のみから構成される場合に比べて、低い数値であることは間違いない。西隆寺の場合は、軒瓦の分布に場所によってかなり粗密がある（152～153頁）こととあわせて、瓦葺建物とそれ以外の建物の二種類があったことをうかがわせる。ただし、軒瓦の使用状況に建物ごとの差が認められるとしても、桧皮葺の場合にも臺棟として軒瓦を使用する例があるため、軒瓦の数量は必ずしも瓦葺か否かを判定する材料とはならないことも事実である。そこで、軒瓦以外の丸瓦・平瓦の状況を指標として瓦葺建物を抽出することにしよう。

丸・平瓦の総量と比率 まず丸瓦と平瓦の総量についてであるが、過去の調査の総合計で、丸瓦は3,994.5kg (23,777点)、平瓦は13,283.5kg (104,207点) が出土している。今回数量把握の方法として、重量と点数（破片数）を計量したが、充分な接合作業を経ていないため、後者については個体数との関係を明らかにしたい。ここで丸瓦と平瓦の比率を求めるとき、重量比が1:3.33であるのに対し、破片数では1:4.38となる。ところが、別に西隆寺出土の完形に近い資料から復元的に求めた1個体の平均重量は、丸瓦が2.5kg、平瓦が3.2kgであり、1個体あたりの重量で平瓦の方が重いことは間違いない。したがって、重量から推定される個体数の上で、平瓦の占める割合が重量比よりも小さいことになる。ちなみに、総重量をそれぞれの平均重量で割って完形品に換算すると（以下「重量比換算個体数」とする）、丸瓦は1,598点、平瓦は4,151点に相当するという結果が得られる。両者の比は1:2.60である。

丸・平瓦の
平均重量
重量比換算
個体数の
算出

こうして導きだされた重量比換算個体数は、厳密な個体数の復元が不可能な現状においては、個体数比算出の手段として、最も実情に即した数値と考えられる。丸瓦と平瓦の遺存率が大きく異なるのでなければ、両者の平均重量比の認定における大きな誤差がないかぎり、個体数の比は正しく反映されるはずである。それに対して、単なる破片数の場合は、1個体が平均して何片の破片となるのか（以下「細片化指数」とする）が全く不確定であり、大略の傾向はつかめても、個体数比としては必ずしも信頼に値しない。丸瓦・平瓦という種別の違いによる細片化指数の差についても考慮の対象外となる。ところが、今回破片数の比（1:4.38）と重量比

換算個体数の比（1：2.60）の乖離を生んだ要因は、実は丸瓦と平瓦の細片化指数の差であったと考えられる。これは別の方によって検証する必要があるが、厚さが同程度の場合、丸瓦に比べると扁平で平面投影面積の大きい平瓦は割れやすく、しかも細片化しやすい傾向にあることは疑いない。そのため、破片数の比では、平瓦が実際の個体数の比以上に大きな割合を占めることになったものと推定される。また個体数比復元の手段としては、このほかに隅数を数える方法も行われているが、その場合も隅を含む破片の遺存率の如何という不確定要素が介在するうえに、隅を含まない破片は操作の対象外におかれることになる。一方、単なる重量比の場合は、個体重量の違いにより、個体数比に直結しないことは言うまでもない。

以上の点から、瓦という規格化された大量の遺物の個体数比を復元する方法としては、重量比換算個体数を用いるのが現状では最も有効であり、欠点が少ないと考える。よってここでは、
丸・平瓦の
比 1 : 2.6
重量比換算個体数による数量比1:2.60を、西隆寺の丸瓦・平瓦の個体数比とみることにした
い。この数値は、平城宮第二次大極殿院において復元されている比率（丸瓦47,700枚・平瓦
119,900枚、両者の比率は1:2.51）に近い。

平瓦の葺足の推定 両者の個体数の比は、葺足の違いに関係する。屋根に葺く際に、丸瓦の場合は玉縁の長さだけが重複部分となるので、丸瓦の胴部長がそのまま葺足（非重複部分）となる。古代の平瓦の場合、この葺足をどの程度とっていたのかという点について、必ずしも見解が一致しているわけではない。しかし、丸瓦と平瓦の個体数比が1:2.60ということは、丸瓦の葺足が平瓦の葺足の2.6倍であることを示すものと考えることができる。すると、西隆寺出土の丸瓦の胴部平均長は、32.2cmであるので、平瓦の葺足の平均は、 $32.2 / 2.6 = 12.4\text{ cm}$ と算出される。これは、平瓦の平均長33.2cmの37% ($12.4 / 33.2 = 0.373$) に相当する。先に挙げた平城宮第二次大極殿院の分析では、同じく38~40%という結果が得られているので、ほぼそれと等しいことになる。

平瓦の葺足
は 37 %

丸・平瓦の分布 西隆寺は、出土瓦が平安時代初期を最後としてそれより後代のものを含まないことから、比較的早く廃絶し、寺地は次第に水田化したものと推定される。その際に、大量の瓦を遠く離れた場所にまで運んだとは考えがたく、発掘調査によって得られた瓦の分布は、西隆寺廃絶当時の状況に近いと思われる。また、西隆寺創建以前の瓦葺建物は確認されていないので、丸・平瓦の大量使用は、基本的に西隆寺創建に伴うものとみてよく、それは溯って創建当時の状況を示すと考えられる。

中門・南大
門・回廊・
外郭築地
は 瓦 蔽

そこで、発掘調査時に設定した3m方眼ごとに丸瓦と平瓦の出土量（重量）を図示すると、この両者の分布はほぼ完全に一致することがわかる（154~155頁）。すなわち中門・南大門地区、食堂地区の井戸SE491と池SG530のほか、北面築地と東面回廊・北面回廊に沿って顕著な集中を見せる。食堂地区のSE491とSG530から出土した瓦については、食堂院の築地などに葺かれていたとみることもでき、食堂本体に由来するものとは速断できないが、それを除く中門・南大門・回廊・外郭築地に関しては、瓦葺であったと考えてよい。また、東門・金堂・塔については、調査区内で丸・平瓦の出土量がとくに多いわけではないが、周辺にかなり多くの未調査区を残しているため、その部分に多くの瓦が含まれていることは充分想定しうる。他の南都諸大寺との比較の上からも、未確認の講堂とともに、いずれも瓦葺であったとみるべきであろ

(1) 佐川正敏「第Ⅱ期遺構の造営瓦とその年代」（『平城宮報告XIV』96~117頁）。

う。なお、これらは基本的に一定量の軒瓦を伴うが、北辺築地地区のみは、丸・平瓦が大量に出土しているのにもかかわらず、軒瓦の出土量はきわめて僅少である。本来、築地の場合は棟から軒先までの距離が短く、屋根面積に対する軒の総延長の割合は、通常の堂宇に比べてかなり大きい。したがって軒瓦を使用したとすれば、丸・平瓦に対する軒瓦の比率は相対的に高くなるはずであり、逆に軒瓦の比率が著しく低いということは、築地の屋根には軒瓦を使用していないかったことを示すものとみてよい。

築地の屋根には軒瓦を使用していなない

B 軒瓦の組合せ

西隆寺創建期の軒瓦 西隆寺の調査で最も多く出土した軒丸瓦は6235型式（B・C・Iの3種がある）、軒平瓦が6761型式（A種のみ）である。それぞれ総数の40.7%と47.6%に達し、型式の判明するものに限れば、前者は46.2%、後者は50.0%の割合を占めることになる。また、6235型式の中ではC種が最も多く、総数の32.7%を占める（以下、出土点数の比率は、総数に対する数値とする）。したがって、6235 C - 6761 Aが西隆寺創建の主要な軒瓦の組合せをなし得ることは疑いない。分布の上でも、この両者は、調査区の全域にわたってほぼ一致した状況を示しており（156～157頁）、胎土・焼成にも共通性が認められる。なお、6761 Aの出土点数が6235 Cに比べて多いのは、丸・平瓦の場合と同様に、軒平瓦が軒丸瓦よりも細片化しやすいことに原因を求めることができる。軒瓦の総数において、軒丸瓦339点・軒平瓦471点という懸隔が存在するのは、この証左にはかならないであろう。

6235 C -
6761 A の
組合せ

点数で6761 Aに次ぐ軒平瓦は、6764 A (9.8%) であり、6775 A (9.3%) もほぼ拮抗した数が出土している。一方、軒丸瓦で6235 Cに次いで多いのは、6235 Iと6236 F（ともに7.4%）である。これらに続く軒丸瓦は6133 Nと6225 A（ともに4.7%）、軒平瓦は6663 Aと6663 C（ともに3.2%）で、数量的にはかなり少なくなる。よって、軒瓦が種と種の次元で一対一の対応

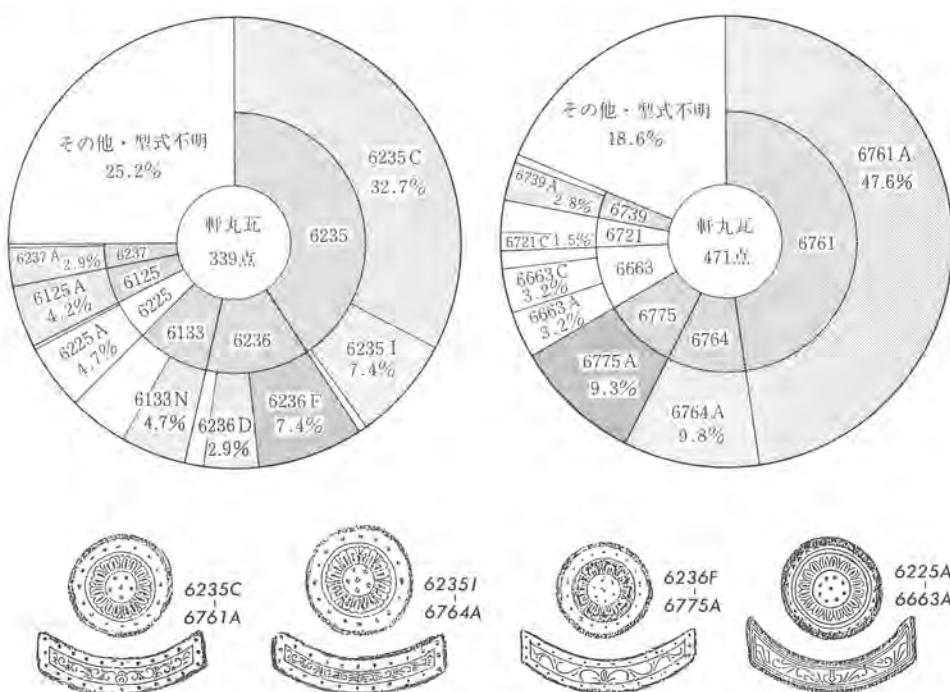


Fig. 60 西隆寺出土軒瓦の組成

をしたとすると、比率上、6764A・6775Aは、6235I・6236Fと組む可能性が高い。

6235 I - そこで、158~159頁の図に掲げたこれらの分布を検討すると、まず軒丸瓦6235Iは中門・南
6764 A の 大門地区に多く、食堂地区でもある程度認められるが、東面回廊や塔地区には少ないことが知
組 合 せ られる。それに対して6236Fは、中門・南大門地区では少なく、東面回廊（東面回廊西側のもの
6236 F - 逆に東面回廊の西側（金堂の東側）に集中を見せる。したがって分布の上では、6235I-6764
6775 A の A、6236F-6775Aという組合せを復元することができる。
組 合 せ

このほか、東面回廊周辺や塔地区に多く、一方中門・南大門地区で分布が稀薄なものとしては、軒丸瓦6125A(4.2%)・6236D(2.9%)を挙げることができる(160頁)。また、6133N(4.7%)・6237A(2.9%)も、塔地区でこそ認められないが、これと同様の分布を示している(161頁)。6236Fを補完するかたちで用いたものであろう。以上の軒瓦は、年代や出土量から見て、基本的に西隆寺創建に伴うものと考えられる。

西隆寺以前の軒瓦 西隆寺創建以前の軒瓦については、数量や分布の上で明確なまとまりを捉えがたいものが大半である。宅地内の建物の叢棟などにおける部分的な使用が想定されるが、その中にあって注意を引くのは、軒丸瓦6225型式と軒平瓦6663型式である。この両者は出土量
6225 A - も比較的多く(6225は5.0%、6663は7.9%)、とくに6225Aと6663Aは、食堂地区や東門周辺
6663 A の で一致した分布を示している。西隆寺以前におけるまとまった使用ないしは、一括的な再用を
組 合 せ うかがわせる。なお、6225Aについては本来6663Cと組み、6663Aは6308A・Bと組むことが
明らかにされているが、⁽¹⁾西隆寺の調査における6308A・Bの出土は6308B1点(0.3%)に限られ、6663Aと組むとは考えがたい。6663Cの分布が6225A・6663Aとは重複しない点からみても、当該地域の6663Aに対応する軒丸瓦は6225Aであった可能性が高い。ここでは、製作当初からの組合せであったかどうかは別にして、6225Aには6663Aを主体とする6663型式が組み合わされたものと推定しておく。

C 軒瓦の製作と供給をめぐって

西隆寺創建期の軒瓦が、型式・種によって分布を異にしていることは先に述べたが、そうした状況はどのような背景のもとに生まれたものだろうか。これに関しては、大きく分けて二つの原因を想定することができる。まず第一は、製作が同時期であっても、軒瓦の使用場所が堂塔ごとに区別されていた場合である。第二は、創建期の中でも微妙な時期差が存在し、それが堂塔の建立や屋根葺の工程の先后関係と結びついていた場合である。ところが、実際に西隆寺の軒瓦の分布を検討すると、特定の軒瓦が単一の堂塔に集中する例はなく、逆に一つの建物について複数の種の軒瓦が使用されている例が数多く認められる。つまり、創建時の主体をなす軒瓦のみならず、補完的なものを含めて、軒瓦の生産と供給は、多対多の対応関係にあったわけである。これらの事実は、前者の仮説では説明が難しいと思われ、後者の仮説が成立する可能性を示唆している。そこで、西隆寺創建にあたって製作された軒瓦間に、こうした時期差の存在を認めることができるかどうか、検討することにしよう。

(1) 毛利光俊彦・花谷浩「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」(『平城宮報告Ⅹ』) 251~342頁。

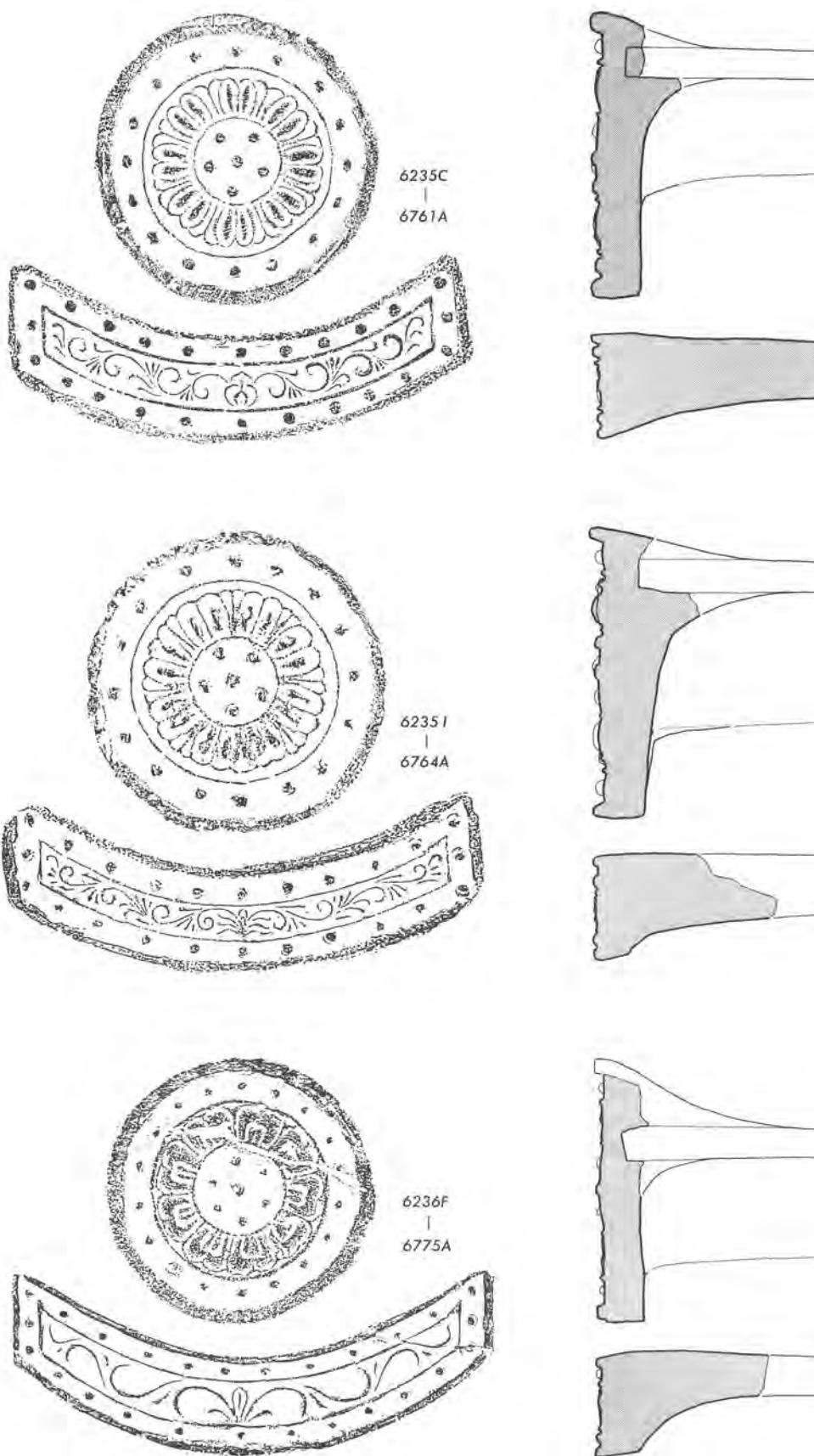


Fig. 61 西隆寺創建期の軒瓦の組合せ

6761 Aの范傷進行と製作技法の変化 西隆寺の創建は、『西隆寺報告』が指摘するように、神護景雲年間（767～770）を中心としており、宝亀二年（771）には、ほかの諸大寺とともに寺印を頒たれていますことから、この頃にはほぼ寺觀を整えつつあったと考えられる。したがって創建期の軒瓦の年代も、基本的にこれに一致することは疑いない。ただ、西隆寺の最終的な完成年次については必ずしも明らかでないため、下限に関しては幅をもたせる必要があるが、少なくとも長岡遷都後に造営が継続されたとみる理由はない。宝亀年間（770～780）には軒瓦の製作も終了していた可能性が高いと思われる。

このように短い期間の中での時期差の指標としては、范傷進行に着目するのが有効である。ここでは、出土点数が軒瓦中最も多く、かつ調査区のほぼ全域にわたって広く分布する軒平瓦6761 Aを取り上げて、范傷進行とそれに伴う製作技法の変化を追究することにしたい。

まず、6761 Aの范傷進行は、第Ⅰ～第Ⅲの3段階に区分することができる。それぞれにおける調整手法および顎形態の特徴は、次のとおりである。

第Ⅰ段階： 顎形態は曲線顎Ⅱに限られる（Fig.62-1）。顎面の幅は1.5～2.0cmで、ヨコナデ調整により平瓦部にかけて強く屈曲する。凸面のほぼ全体にタテの縄叩きを行ったのち、瓦当寄りの部分に幅5cm内外のヨコの縄叩きを重ね、それから瓦当までの範囲（8～12cm程度）にヨコナデまたはタテ方向のヘラケズリを施す。

凸面にタテ方向のヘラケズリ

第Ⅱ段階： 顎形態は直線顎が大半であり、顎部がふくらみをもつもの（Fig.62-2）と、瓦当下端から凸面にかけて直線的にのびるもの（Fig.62-3）の二種類がある。このほかに曲線顎Ⅱの例も少数認められるが、第Ⅰ段階のものとは異なり、顎面後端が明確な稜をなし、そこから平瓦部にかけての屈曲が小さい（Fig.62-4）。顎面自体が、第Ⅰ段階のように強いヨコナデによって作り出されるのではなく、ヨコ方向のヘラケズリによって成形されている点からも、別の手法を見るべきであろう。

したがって同じ曲線顎Ⅱといっても、第Ⅰ段階とは隔たりがあり、続く第Ⅲ段階の調整手法に連続するものである。なお凸面には、全面にわたってタテ方向のヘラケズリが施される。ほとんどの場合、叩きは認められないが、直線顎の個体の一部に、わずかにタテの縄叩きを残す例が存在する。この狭端面には、凹面から連続する布目が残る（PL.42）。

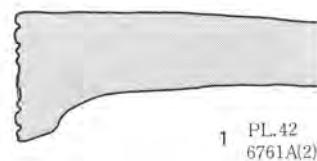
凸面にタテ方向のヘラケズリ 縄叩きはない

第Ⅲ段階： 顎形態には、直線顎と曲線顎Ⅱの両者があるが、直線顎が多い。前者は、瓦当下端から凸面にかけて直線的にのびる（Fig.62-5）。後者の顎面は、第Ⅱ段階と同じくヨコ方向のヘラケズリによって作り出されたもので、顎面から平瓦部への屈曲が弱い（Fig.62-6）。凸面は、全面にタテ方向のヘラケズリが施されており、叩きを残す例はない。直線顎の個体には、狭端面に凹面から連続する布目を残すものがある（PL.42）。

以上のように、6761 Aの調整手法と顎形態は、范傷の進行によって示される時間の経過とともに、明らかに変化していることがわかる。つまり、第Ⅰ段階と第Ⅱ段階の間に大きな画期があり、凸面にタテ+ヨコの縄叩きを明瞭に残すものから、全面にタテ方向のヘラケズリを加えるものに移行する。顎形態も、第Ⅰ段階が曲線顎Ⅱに限られるのに対し、第Ⅱ・第Ⅲ段階では直線顎が主流となる。曲線顎Ⅱの場合も、第Ⅰ段階の顎は彎曲が大きく、ヨコナデによって作



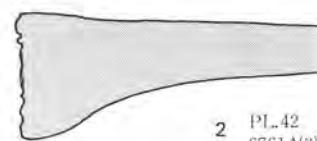
范傷進行 第I段階



1 PL.42
6761A(2)



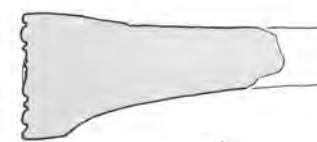
范傷進行 第II段階



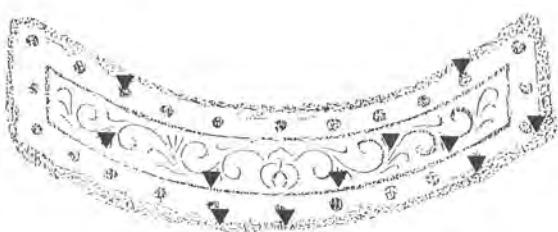
2 PL.42
6761A(3)



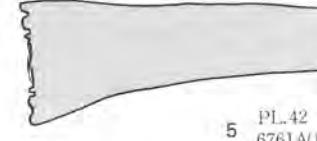
3 PL.42
6761A(4)



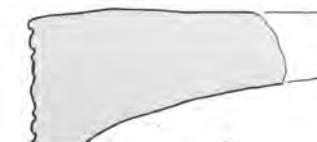
4



范傷進行 第III段階



5 PL.42
6761A(1)



6

Fig. 62 6761 A の范傷進行と顎形態の変化

り出されているが、第II・第III段階の頸は屈曲が弱く、ヨコ方向のヘラケズリによって成形されている。なお第II段階には、直線頸でありながら凸面に縄叩きを残す例や、頸部にふくらみを有する例があり、過渡的な状況を示すものとみられる。前者には、狭端面に凹面から連続する布目を認めることができ、同様の例は第III段階の直線頸の資料にも存在する。また、範傷進行上は第II段階・第III段階のいずれか確定しがたいが、凸面のヘラケズリが及んでいない部分（瓦当から19cm以遠）に明瞭な布目をとどめる例がある（PL.41）。したがって、第II・第III段階の製作技法は、基本的に次のように復元することができよう。

- (1) 凸型の成形台上に長い布をおく。狭端側の布端は成形台の外となる。
- (2) 成形台上に粘土板を置き、布を狭端から凸面側に折り返して、布の上から手掌で押圧調整する。狭端面が無調整でありながら、凹凸両面に対してほぼ直角となる点からみて、成形台の狭端部は、立ち上がりを有していたと考えられる。
- (3) 凸面の全体にわたって、タテ方向のヘラケズリを施す。一部のものは、その後瓦当側にヨコ方向のヘラケズリを加えることにより、頸面を作り出す。

もちろん範傷そのものからは進行段階を確定しない個体も数多く、上記のような範傷進行の区分と製作技法上の画期が、完全に一致する確証はない。しかし、少なくとも6761Aの製作技法の変化が、時期差と結びついていることは確実である。逆に言えば、製作技法は時間的な先後関係を示していることになる。ここでは、範傷進行段階が直接的には不明であっても、製作技法の特徴から推定可能なものを加えて、6761Aを大きく古段階（範傷進行の第I段階）と新段階（範傷進行の第II・第III段階）の二つのグループに分けることにしたい。なお、6761Aが創建軒平瓦の中心をなすことから、このうち古段階のものの製作が、西隆寺創建当初の神護景雲年間には開始されていたことは間違いないであろう。

6761Aの分布 次に問題となるのは、こうした先後関係が分布の違いと結びつくのかどうかという点である。そこで、6761Aを古段階と新段階に分けて、それぞれの分布を図示してみよう（162～163頁）。すると、古段階に属するものは、東門と中門・南大門地区への集中が著しく、それ以外の場所にはほとんど分布しないことがわかる。一方、新段階のものは、中門・南大門地区にこそある程度の集中を見せるが、むしろ東面回廊の東と西（金堂の東）における出土が顕著であり、塔の周辺にも分布する。つまり、時期の違いによって明らかに分布状況を異にしているわけである。これは、瓦分布を供給先の堂塔位置の反映とみる以上、異なる堂塔に供給されたことを示すものと考えざるをえない。

6764A・6775Aの製作技法と年代 このように6761Aが、製作時期によって供給先を異にしたとすると、同じく西隆寺の主要な創建軒平瓦でありながら、分布状況の異なる6764Aと6775Aの間に、時期差が認められるかどうかが問題となる。そこで両者の製作技法を比較すると、まず6764Aは頸形態が全て曲線頸IIで、頸部から平瓦部にかけての屈曲が強く、その部分の調整はヨコナデによっている。また凸面には、ほぼ全体にタテの縄叩きを行った後、瓦当寄りの部分にヨコの縄叩きを加えるという手法が認められる。つまり、6761Aの古段階と一致した特徴をそなえていることは間違いない。一方、6775Aは、頸形態に直線頸と曲線頸IIの両者があるが、後者の頸面にはヨコ方向のヘラケズリによって作り出されたものが存在する。そして凸面は、縄叩きの残る例が全くなく、全てタテ方向のヘラケズリが施されている。これらの特徴

は、6761Aの新段階と一致するものである。

したがって、6764Aと6775Aの製作技法には明瞭な差違があり、それぞれ6761Aにおける新旧の製作技法と対応することがわかる。これは、6761Aの製作技法の相違が時期差の反映であることから、6764Aと6775Aの時間的先後関係を示すものとみてよい。つまり、6764Aは6761Aの古段階に、6775Aは6761Aの新段階に併行する時期にあてることができる。

6764Aは古
段階併行
6775Aは新
段階併行

以上の検討により、西隆寺創建期の軒平瓦6761A・6764A・6775Aには、製作時期の違いがあり、それに対応して供給された堂塔も異なることが明確となった。6761Aの古段階およびそれに併行する時期と考えられる6764Aは、中門・南大門地区や東門地区に多く分布し、一方、6761Aの新段階と6775Aは、金堂と東面回廊付近に集中を見せる。

6235C・Iの年代 先に述べたように、これらの軒平瓦と組み合うと考えられる軒丸瓦は、ほぼ同様の分布状況を示している。すなわち、6764Aに対応する分布を示すものとしては6235Iがあり、6775Aに対応するものとしては6236Fが挙げられる。6761Aと組む6235Cは、範傷進行による製作時期の区分は行えなかったが、6761Aの新旧に対応する様相を呈したことは確実であろう。また、6125A・6133N・6236D・6237Aの分布状況は6775Aに近く、6236Fを補完する役割を果たしたものと推定される。それでは、これらの軒丸瓦においても、軒平瓦の場合のような先後関係を認めることができるだろうか。

まず、6235Cと6235Iについて検討しよう。6235型式は東大寺式の軒丸瓦であるが、外縁形態に傾斜縁Iと直立縁の二種類があり、後者が新しい（『平城宮報告XIII』255～256頁）。今回、直立縁については、上面が丸みをもつ直立縁Iと、上面が平坦面となる直立縁IIに二分したが、6235C・Iは、いずれも直立縁Iである。この両者を比較すると、6235Iの方が弁形など祖型に近い要素をもち、6235Cの弁端はやや萎縮した形状を示す。また、蓮弁の突出や間弁の大きさなどにもわずかな違いはあるが、全体として文様構成は非常によく似ており、明確な時期差は認めがたい。ごく近接した作範年代を想定することができ、調整手法の一一致とあわせて西隆寺創建当初から並行して製作が行われていたと考えられる。

6236D・Fの年代 6235型式の蓮弁中央の界線が消失したものが6236型式である。文様の上から、6235型式に後出する型式であることは疑いない。この中で、最も古く位置づけられるのは、A・E・Hであろう（『平城宮報告XIII』256頁）。6236Eは、照りむくりが明瞭な8弁の蓮弁をもち、祖型である6235型式に近い。また6236Aは12弁、6236Hは8弁の蓮弁をもつが、ともに弁の盛り上がりが大きく立体的で、中房蓮子や珠文との対応関係も整齊である。いずれも、外縁は直立縁Iの形態をとる。

『平城宮報告XIII』は、このうち6236A・Hを天平宝字八年（764）発願の西大寺四王堂所用とみて、天平神護年間（765～767）頃の年代（平城宮軒瓦編年の第IV期前半末頃）を与えている。ところが、西大寺出土瓦の分析⁽¹⁾では、これと組み合う軒平瓦6732Q・Z（・K・R）は、ほぼ神護景雲年間（767～770）と推定される金堂院所用瓦6732M・Nに比べて、明らかな退化が認められ、それらに後続するものであることが判明した。『西大寺資財流記帳』によれば四王

6236型式各
種の年代の
細 分

(1) 小沢毅「西大寺の創建および復興期の瓦」（西大寺『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』1990年、152～168頁）。以下『西大寺報告』とする。なお、刊行が前後したが、『西大寺報告』は『平城宮報告XIII』以降の調査成果を含む。

堂が桧皮葺であることからも、四王堂本体所用とは考えがたい。むしろ分布状況とあわせて、宝亀年間（770～780）に造営の主体があった塔所用とするべきであり、したがって、それらと組む6236A・Hにも、大略宝亀年間の年代を与えるのが妥当である。

すると、6236型式の中でも蓮弁の表現が平板となり、中房蓮子や珠文との対応関係も不整な6236D・Fは、少なくとも神護景雲年間に溯ることはないと考えられる。宝亀年間の中でも、やや遅る時期に位置する可能性が高いといえよう。よって、これと組み合う軒平瓦6775Aの年代も、その頃に求めるのが妥当と思われる。そこで6236型式をA・E・Hという前半のグループと、D・Fという後半のグループに二分すると、前者の外縁形態が直立縁Iであるのに対し、後者は直立縁IIであることが注意される。これは、直立縁IIが直立縁Iよりも遅れて出現したことを示すものにはかならない。つまり、6236型式における外縁形態の変化を指標とすれば、直立縁IIの出現時期は宝亀年間のうちに求められることになる。

直立縁IIの出現時期

6133N・6237A・6125Aの年代 こうした見解に立って、他の軒丸瓦をあらためて検討すると、6133Nと6237Aは外縁が直立縁IIであり、やはり宝亀年間に位置づけることができる。前者は、弁端が界線でとぎれるなど、6133型式の中でも後出的な様相を呈しており、この年代観と矛盾しない。また後者の内区文様は、6236型式の変化したものとして捉えることができ、やはり上記の年代観を支持するものとみられる。一方、6125Aは、外縁形態こそ直立縁Iであるが、内区と外区を分ける界線がなく、神護景雲年間に溯らせるることは困難であろう。直立縁I自体は、長岡宮7133型式などの延暦以降の瓦にも認められることから、直立縁IIに取ってかわられたのではなく、直立縁I・IIが併存する状況が続いたものと推定される。

製作時期の違いは供給先の差

軒瓦の供給先 以上の検討により、西隆寺創建期の軒丸瓦・軒平瓦の双方において、製作時期の差が存在することが明らかになった。すなわち、神護景雲年間を中心とする造営初期のものと、それより遅れる宝亀年間のものとに大別することができる。そして、前者が中門・南大門地区や東門といった外周部に多く分布するのに対して、後者は金堂・東面回廊や塔に集中する傾向を見せる。したがって、製作時期による違いが、供給先の差と密接に結びついていたことは疑いない。前者に属する軒瓦としては、6235I-6764Aがあり、一方後者に属するものとしては、6236F-6775Aのほか、軒丸瓦6125A・6133N・6236D・6237Aが挙げられる。なお西隆寺創建瓦の中心をなす6235C-6761Aは、6761Aの範囲進行と分布が示すように、この両方にまたがっており、製作期間が神護景雲から宝亀年間にかけての比較的長期にわたっていたことが確実である。ここで、堂塔ごとに所用軒瓦を整理すると、次のようになる。

南大門：6235C-6761A（古段階・新段階）、6235I-6764A

東門：6235C-6761A（古段階）

金堂：6235C-6761A（新段階）、6236F-6775A, 6125A

回廊：6235C-6761A（新段階）、6236F-6775A, 6125A, 6133N, 6236D, 6237A

塔：6235C-6761A（新段階）、6125A, 6236D, 6236F

堂塔の建立と瓦供給 それでは、上記の供給関係は、どのような造営状況の下で生まれたものだろうか。これについては、いくつかの解釈が可能であるが、軒瓦の製作時期の差と供給先の堂塔の結びつきを合理的に説明しうる仮説としては、次の三つに絞ってよいと思われる。

(1) 向日市教育委員会『長岡京古瓦聚成』（向日市埋蔵文化財調査報告書第20集）1987年。

1) まず考えられるのは、製作時期の先後がそのまま堂塔の建立順序を表しているとみるも
のである。つまり、南大門や東門の建立が先行して進められたために、製作時期の早い瓦
がそれらに葺かれたのに対し、金堂や回廊・塔は建立が遅れ、新しく作られた瓦が葺かれ
たとみるわけである。

2) 次に、製作時期の差は供給時期の差を示すとするものである。これによれば、堂塔の建
立は並行して進められたとみてよいが、堂塔によって軸部・小屋組の完成や屋根葺の時期
が異なるため、屋根葺の工程に入ったものから順次、製作時期の早い瓦が供給されたとい
うことになる。つまり、小型の建物である東門などは早く屋根葺の工程に入ったのに対し、
大型の金堂や構造の複雑な塔は遅れたと想定されるわけである。なお金堂を囲む回廊につ
いては、作業工程上、金堂より造営を遅らせた可能性があり、必ずしも建物の造営工事の
開始を同一時点におく必要はない。

3) これらとは別に、製作時期の新旧は堂塔建立の先後とそのまま結びつくのではなく、堂
塔によって所用瓦の意識的な選択が行われたとみる考え方がある（瓦の製作時期の違いに
対応するかたちで供給先堂塔に差が認められることから、全く無関係であったとは考えが
たい）。この場合、先にも述べたように、建物と軒瓦型式の対応は多対多の関係にあるの
で、その選択の対象は特定の軒瓦型式としてではなく、製作時期の新旧にあったと推定さ
れる。つまり、金堂・塔や回廊という伽藍中枢部に新しく製作された瓦を使用し、東門な
ど外周部には製作時期の古い瓦を葺いたということになる。

1) は、瓦製作の先後関係に基づく単純な解釈ではあるが、伽藍中心部の造営が末着手の状
態において、外周部分の造営開始を想定する点で問題が多い。とりわけ外周部の整備が門にと
どまらず、築地などの囲繞施設を伴うとすれば、資材搬入のうえで支障をきたすことになりか
ねない。奈良時代における伽藍の造営順序の詳細は必ずしも明らかでないが、たとえば西大寺
では金堂の造営が塔に先行したと推定される。また飛鳥寺や山田寺のような初期の寺院では、
『日本書紀』や『上宮聖德法王帝説』裏書から、まず金堂を建立したことが知られており、大
官大寺についても発掘調査の結果から同様の知見が得られている。したがって、堂塔の建立に
順序があったとすれば、むしろ金堂など中心伽藍の造営が先行したと見るのが自然であろう。

1) の仮説が成立する可能性は低いと思われる。

2) は、瓦の製作時期と供給時期の関係を整合的に解釈できる点では、1) の仮説とかわらな
い。堂塔の造営が同時並行で行われたとみてよいかが問題となろうが、西隆寺のように、数年
ないし遅くとも十数年のうちには完成をみた寺院に関しては、むしろ造営工事は寺域の各所で
並行していたと考えた方が無理がない。早期の完成をめざして工事が開始されたとすれば、工
程上の必要性を除いて、各堂塔の造営開始時期にもとくに先後を想定する必要はないと思われ
る。なお、この想定においては、南大門の所用瓦が6761Aの古段階を主としながら、新段階の
ものもかなり含むというような中間的様相についても、屋根葺の時期を新旧の中間に位置づけ
ることにより、合理的に説明することができる。

3) は、瓦の製作時期と屋根葺の時期の対応を認めないと、上の二つの仮説に比べるとや
や整合性に欠ける。とりわけ西隆寺のように、造営開始から完成までの期間が短いものについ
ては、製作された瓦の新旧がどれほど意識されていたのか、疑問である。むしろ、中心伽藍を

供給先の違
いは建 立
順 序 か

意 識 的 な
選 択 か

重視するのであれば、瓦においても製作時期の新旧の区別よりは、文様の齊一性つまり单一型式の採用の方が、視覚上すぐれた効果をもたらしたであろう。しかし、現実にはそうした考慮は払われていないのである。堂塔によってとくに瓦を選択したとは考えにくい。また屋根葺の工程をどの時点に想定するのかという点に関わるが、外周部の瓦葺が伽藍中心部に先行して行われたとすれば、製作時期の新旧は供給時期に一致することになり、堂塔による選別とみなす理由はなくなる。一方、伽藍全体の屋根葺の工程を中心部の完成後と想定すると、そのときまで大量の瓦を全て貯留していたことになり、その理由を説明しがたい。

以上のような比較検討の結果、1) 3) は、総合的な観点からみたとき、やや無理な部分があるのに対し、2) は最も欠点が少なく、成立する可能性が高いとみられる。ここでは、2)の仮説を探って、瓦の製作時期の違いは供給時期の違いに結びついていたと考えておきたい。ただし、瓦製作と屋根葺の工程を比較すれば、前者が後者に比べて長期間を要したことは間違いない、また後者の工程に入るためには一定量の瓦の貯留が不可欠である。したがって、製作と供給の先後関係は、必ずしも完全に一致するものではなく、こうした貯留分の形成と供給の過程の中で、製作時期との齟齬をきたす場合も当然ありえたと考えられる。瓦の製作時期の先後と分布が、大局的にはよく対応しながらそれを生じているのは、ここにも一因があるのであろう。ともあれ、上記の想定が正しいとすれば、短い造営期間の中で堂塔の屋根葺の順序を復元したという点で、本項の検討は充分に意味をもちうるものと思う。

軒平瓦の製作と工人集団 最後に、西隆寺の瓦の製作にあたった工人集団について若干触れておきたい。西隆寺創建時の軒丸瓦と西大寺創建時の軒平瓦は、それぞれ6235-6732型式という東大寺式の系統に属し、両寺の軒瓦の製作に造東大寺司下の工人が関わった可能性が指摘されている⁽¹⁾。6732型式については岡本東三の先駆的研究があり、これを承けて花谷浩は、平城宮・京の軒平瓦全体の詳細な分析を行うなかで、6732型式を「東大寺系」「西大寺系」「宮系」に三分した。そして「東大寺系」とそれを祖型とする「西大寺系」の6732型式が、製作技法の上で共通の特徴を備えるのに対し、「宮系」は異なる技法によっていること、西隆寺の軒平瓦は「宮系」6732型式と同一の技法によって製作されたことを指摘している(『平城宮報告 XIII』288~291・310頁)。つまり、西大寺と西隆寺は隣接した地にはほぼ並行して造営されたが、両寺の軒平瓦は技法的系譜を異にすると認識したのである。そしてそれは、造西隆寺司と修理司の密接な関連にうかがえるように、西大寺の造営を担った造西大寺司と西隆寺の造瓦組織の違いを反映するものとして捉えられている(『同上』367頁註168)。

軒丸瓦に関しては、技法上、東大寺式として特定しうるだけの特徴を抽出するにいたっていないので、軒平瓦の製作技法から、こうした見解の妥当性を検証することにしよう。まず花谷が述べるように、西隆寺から出土する軒平瓦に平城宮系の技法が認められることは間違いない。6761Aの古段階のものや6764Aの顎形態が、ヨコナデによって作り出された曲線顎IIで、かつ凸面に特徴的なタテ+ヨコの縄叩きを行う点など、平城宮から出土する6732型式(6732A・C・L・O)と共に通する要素といえる。ただし、ここで注目しておきたいのは、西隆寺に平城宮系以外の技法による軒平瓦が存在する事実である。つまり、6761Aの新段階のものや、それと併

(1) 岡本東三「瓦塼類」(『西隆寺報告』72~74頁)。

(2) 岡本東三「東大寺式軒瓦について—造東大寺司を背景として—」(『古代研究』9) 1976年。

行する年代が想定される6775Aは、顎形態が直線顎を主体としており⁽¹⁾、凸面は全面にタテ方向のヘラケズリを加えている。これは、明らかに平城宮系とは異なる東大寺系（6732E・F・G・Hほか）・西大寺系（6732K・M・N・Q・R・Z⁽²⁾）軒平瓦の特徴である。とくに『平城宮報告 XIII』が「凸面布目押圧技法」と呼ぶ、叩きを行わない特殊な技法が、6761A新段階に確実に認められることは重要である。これについて、花谷は西大寺の軒平瓦のなかに存在することを指摘している（307頁）が、その後の検討によれば、西大寺および東大寺の6732型式は、全てこの技法で製作されていたと考えてよい。⁽³⁾つまり、西隆寺の軒平瓦は、花谷が想定したように平城宮系の技法に限られるのではなく、平城宮系の技法によったものと、東大寺・西大寺系の技法によるものの両者が存在したことになる。

この両者は、6761Aの範傷進行が示す時間的経過や、それに対応する6764Aと6775Aの時期差にみられるように、同時に存在したのではなく、当初平城宮系の技法で製作されていたものが、東大寺系の技法に変化したことは疑いない。したがって、こうした技法上の差が、その製作にあたった工人集団の違いを反映するものであるとすれば、西隆寺の造営事業の途中で、軒瓦の製作に関与した工人集団が変化したことになる。その時期は、対応する軒丸瓦の年代観などからみて、おそらく宝龜の初頭ないし前半であろう。すなわちこれを画期として、西隆寺の軒瓦の製作が、平城宮系の技術をもつ工人の手から、東大寺・西大寺系の技術基盤に立つ工人の手に移されたと考えることができる。

西大寺と東大寺の軒平瓦における共通した特徴は、かつて岡本が指摘したように、造東大寺司下の瓦工が造西大寺司下に組み込まれたことを示すものとみられる。すると、西隆寺の軒平瓦の製作技法がそれらと共に通るのは、同様に造瓦組織の上での関連が存在したこと示している可能性が高い。ちなみに、西隆寺では東大寺所用軒瓦の出土例はないが、西大寺との間にはしばしば同範関係が認められる（6235C・I, 6236A・D・F・H, 6316K, 6732K, 6739C, 6761A）。文字瓦においても、平城宮に類例のない「大」の刻印瓦が両寺から出土しており⁽⁴⁾、西大寺と西隆寺の造営は、たんに時期的に並行するというだけではなく、関与した工人集団を含めて、かなり密接な関係のもとに行われた状況がうかがえる。こうした点から見れば、造西大寺司下の瓦工が西隆寺の軒瓦の製作に携わった可能性は充分に想定されよう。

そこで、西大寺の造営工事の進捗過程を、『続日本紀』にみえる行幸や叙位記事から復元すると、神護景雲三年（769）に薬師金堂、宝龜二年（771）に弥勒金堂の完成を推定することができる。⁽⁵⁾したがって、塔の造営や周辺の整備はその後も続いて行われたと考えられるが、金堂院については、宝龜年間の前半にはほぼ完成を迎えたとみてよい。とすれば、それら

平城宮系の
技法から東
大寺・西大
寺系技法へ

西大寺との
緊密な関係

- (1) 曲線顎IIの場合も、凸面全体にタテ方向のヘラケズリを行った後に、ヨコ方向のヘラケズリによって顎面を削り出しており、技法的には東大寺や西大寺のものに近い。
- (2) 6732Zについては、『平城宮報告 XIII』以後、種の設定を変更している（『西大寺報告』102頁参照）。
- (3) 『西大寺報告』161頁。その後、亀田博氏のご厚意により、東大寺境内の防災施設工事に伴う発掘調査で出土した資料を実見する機会を得

たが、6732型式に縄叩きの認められる例はなく、凸面および狭端面に布目を残す資料がかなり存在する。

(4) 『西大寺報告』126～127頁。西大寺からは、このほかに「西」の刻印瓦が4種類出土している。「大」とともに、西大寺ないし造西大寺司を示すものであろう。

(5) 太田博太郎「西大寺の歴史」（『西大寺』奈良六大寺大觀 第14巻、9～20頁）1973年。

の所用瓦の製作にあたった造西大寺司下の瓦工が、引き続いて西隆寺の瓦製作に投入された蓋然性は高いといえるのではないだろうか。

この場合、西隆寺造営の前半期を担った瓦工集団との関わりが問題となるが、そこで改めて注目されるのが、文字瓦（刻印瓦）の存在である。このうち「理」の刻印をもつ瓦は、平城宮からまとまって出土しており、「修」「司」の刻印瓦とあわせて、その製作に修理司が関与したことがほぼ確実である。⁽¹⁾これが西隆寺からも出土している事実に注目したい。両者は、押捺対象の平瓦を含めてほとんど同じ特徴を備えており、狭端を上にした状態で押捺する点も共通する。少なくとも同一の工人集団の製作とみて矛盾はない。すると、文字瓦においても、修理司を仲立ちとして、西隆寺と平城宮は強く結びつくことになる。一方、「大」をはじめとする西隆寺の他の刻印瓦は、基本的に広端を上にした状態で押捺しており、また刻印も文字だけの陽刻で、しかも逆字が多い。この点でも「理」が刻印の輪郭をもつ正字であるのとは顕著な違いを見せている。「大」については西大寺との関係を想定して誤りないとと思われるが、以上の点から両者の系統が異なることは明らかであって、西隆寺の文字瓦には、修理司系のものと造西大寺司系のものという二系統が存在したことになる。

これらは、軒平瓦の製作技法から推定した平城宮系と西大寺系という二系統の工人集団を考えあわせると、きわめて示唆的であるといえる。うち一方の系統がとともに西大寺系であることからみても、こうした文字瓦における二系統は、軒平瓦における二系統に対応する可能性が非常に高いからである。その場合、対応関係から西大寺系工人集団に対比されるもう一方の工人集団は平城宮系であり、また修理司系であったことになる。つまり両者は、所管官司は違っても、工人集団としては基本的に同一であったとみることができよう。

西隆寺の軒平瓦の製作が、平城宮系の工人から西大寺系の工人の手に移されたと考えられることは先に述べた。したがって、系統を異にするこれらの工人集団は、同一工房で瓦製作に従事することは基本的にはなかったと推定される。上記の観点からすれば、造西隆寺司下で西隆寺造営の前半期を担った平城宮系の瓦工は、西大寺系の瓦工と交代して修理司の管轄下に移された可能性が高い。「理」の刻印瓦が西隆寺と平城宮の双方で出土するのは、まさにこうした事情を物語るものではないだろうか。もちろん修理司の主たる職務対象が平城宮にあったことは疑いなく、「修」「理」「司」の文字瓦が平城宮内の各所で多数出土する事実もこれを裏づけているが、その一部が西隆寺にも供給された事実は、時期的な問題を含めて軽視できないと思われる。少なくとも所管の工人集団との関わりの上で、両官司が緊密な関係にあったことは確実であろう。もっとも文字瓦については資料数の制約があり、製作技法からの検討も現状では限界があることは否めない。しかし、造西隆寺司と修理司が完全に別の組織として併存したのではなく、前者から後者への変化が想定されるという本書第Ⅱ章の考察は、以上の検討によっても充分に裏づけられるものと思う。そして、そうした平城宮系の瓦工集団の組織変革は、出土瓦から推定される造西大寺司下の東大寺・西大寺系瓦工集団の西隆寺造営への関与と不可分の関係にあったと考えられるのである。

(1) 森郁夫「平城宮の文字瓦」(奈良国立文化財研究所『研究論集VI』) 1980年。

7 結語

西隆寺は称徳天皇の時代の神護景雲元年（767）に、西大寺に2年遅れて造営が開始されている。西大寺造営は藤原惠美朝臣押勝が近江に敗走した日に発願され、称徳女帝自らが東大寺に匹敵する西の大寺を作ろうとしたものであり、伽藍の主要部分が東西3町・南北4町の12町分を持つ破格の規模の大寺であった。一方、西隆寺は東大寺に対する法華寺と同じく、西大寺（僧寺）に対する4町分の寺地をもつ尼寺として、国家によって造営されたのである。

寺院成立の事情と造営時期の重複そして位置が近接するため、西隆寺は西大寺と多くの類似点があると考えられる。本報告では寺地東北部の性格を食堂院と考えたのであるが、これは主として西大寺伽藍との比較から導き出された結論である。西大寺の食堂院については、鎌倉時代の「大和国西大寺往古敷地図」や永仁5年（1297）頃作成の「大和国西大寺敷地之図」では弥勒金堂の東に記載されている。西大寺では「西大寺資財流記帳」には金堂院として薬師金堂と弥勒金堂の記載があるので、講堂の記載がない。それ故、北方に位置する弥勒金堂を講堂に相当するものと考え、その東に食堂院があった可能性がきわめて高い。西隆寺では北面回廊の調査の際に井戸S E548を検出し、少なくとも9世紀初頭の段階ではこの場所に講堂がなかったことが判明し、講堂はさらに北方に位置する可能性が高くなった。したがって、西隆寺も講堂の東に食堂院が存在することになり、金堂・講堂・食堂の配置が西大寺と西隆寺で同一である可能性が高く、さらに東大寺も同一の配置となっている。

次に西隆寺の塔であるが、東塔は1971年に発掘調査されており、また元禄11年作成の「西大寺古伽藍敷地并現存堂舎坊院図」では東塔と共に西塔と考えられる位置に礎石が描かれている。この図は本書第Ⅱ章で述べているように元禄11年を遡る弘安2年の「伽藍敷地之図」に、西隆寺部分はよっているとみた方がよいであろう。西隆寺も西大寺と同じく東西両塔であった可能性が高いのである。このような両寺における伽藍配置の共通性と共に、相違点も指摘しておく必要があろう。

まず、西大寺と西隆寺では伽藍の規模が全く異なっている。西大寺は伽藍の主要部分だけで、12町分あり、西隆寺は4町分の寺地を持つにすぎない。次に、東西両塔が西大寺では金堂院の南に位置するのに対し、西隆寺では金堂の東南・西南方向に位置する点が異なっている。以上伽藍配置における西大寺と西隆寺の共通点と相違点を述べたが、次に遺物について述べる。

第VII章6節によれば、西隆寺の軒平瓦の製作を主として6761Aの変遷からみると、はじめ平城宮系の技術（平瓦部凸面に縛叩きを行う）をもつ工人の手によっていたが、宝亀年間には東大寺・西大寺系の技術（平瓦部凸面全面にタテ方向のヘラケズリを行う）基盤に立つ工人の手に移されたようである。そして西隆寺では東大寺との間に同範関係はなく、西大寺との間に6型式10種（6235C・I, 6236A・D・F・H, 6316K, 6732K, 6739C, 6761A）の同範関係があり、造西大寺司下の瓦工が西隆寺の軒瓦の製作に関与した可能性が強いとしている。さらに、文字瓦などから西隆寺造営初期に瓦製作を行った平城宮系の瓦工は、後に修理司の管轄下に移され、それと交代して西大寺系の瓦工が造西隆寺司下で瓦製作を行ったと論じている。西隆寺の瓦にみられる西大寺的なものと平城宮的なものとの識別は瓦自体の研究においても更に

西隆寺と
西大寺の
類似点

西隆寺と
西大寺の
相違点

深められる必要があるが、他の遺物（例えばS E491出土の扉板）や遺構においても検討すべき課題であろう。

最後に土器埋納遺構について述べよう。脂肪酸分析からは胞衣壺とされ、発掘担当者は「考古学からみた土器埋納遺構の性格」の中で地鎮め説を主張している。後者は前者に反論しているが、それは2年前に発表された『1990年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』所収の分析に対して行ったものである。前者は、その後「酵素抗体法(ELISA法)による糖脂質群の認定」の項を追加し、それは本書に追加して収録してある。この認定法によれば、「胎盤はA型と判定された」のである。ところで、この土器埋納遺構の特殊な点は、建物の柱位置に据えられていることである。Fig.13の胞衣壺検出例一覧表の中にあげられている例をみても、柱穴に接した位置は多くあるが、柱穴位置に据えられた例は皆無である。土器の埋納時期は、回廊建立以前、回廊建立時、回廊建立後のいずれかであるが、土器の年代からいって、西隆寺造営以前に据えることは無理があり、回廊建立時か回廊建立後のいずれかとなる。もし、回廊建立時に胞衣壺を埋納した場合、柱の下の礎石直下に胞衣壺を埋めることにどれだけの意味があるだろうか。また一方、回廊建立後に土器を埋めたとすれば、平城宮土器編年IV～V期に製作された壺が、回廊の礎石が抜き取られた後の長期間の伝世の後に埋められたことになる。いずれにしても、この問題についての検討はひきつづき行われる必要があろう。

なお、土器埋納遺構内の布片については、布目順郎氏に鑑定を依頼したので、以下にその概要を記す。

(1)布の織り密度は経12～13本、緯12本（1cmにつき）である。奈良時代の麻の織り密度の平均は経11本、緯8本であり、奈良時代の絹の織り密度の平均は経49.8本、緯34.3本である。布の織り密度から判断して、絹以外の纖維製品と判断できる。

(2)出土した布片は純白である。染色していない絹は、はじめ純白であり、次第に黄褐色に変色し、最後に焦茶色になる。ただ奈良時代の絹織物の高級品の中には化学的処理を行い、時代を経ても純白を保つ例がある。しかしこれは特殊例であり、出土した布片が絹織物の高級品とは考えられない。従って、色からみても、絹以外の纖維製品と判断できる。

(3)顕微鏡による側面観察では腔所があり、絹以外の植物纖維による布と判断できる。

以上から判断して、絹以外の植物纖維による布であることは間違いないが、それではどの纖維であるかという点では厳密には不明である。

まず、出土布片に捩れ試験（twist test）を行ったが、反応はない。twist testは、水で濡らした纖維の1端をつまんで他端を上にして立て、電球などの温かいものに近づけると乾燥するにつれて、大麻・亜麻・苧麻・黄麻・もめんの5種は左旋又は右旋する。ところが出土布片は反応がなく、この5種以外の植物纖維による布となる。従って、出土布片は穀（かじ）・楮（こうぞ）・藤（ふじ）・榎（しな）の木本植物による纖維であろうと推定される。楮または穀の樹皮纖維は木綿（ゆう）と呼ばれ、織布の方は太布と呼ばれる。出土布片を顕微鏡による側面観察をすると、腔所とともに微細なる縦皺がみられる。手持ちの楮または穀の顕微鏡観察では、微細なる縦皺は認められない。この微細なる縦皺は、植物がもつ本来的なものか、後から生じた皺であるかがよくわからない。以上、出土布片はどの纖維であるかという点では、不明な点を残すことになった。ただ、本例が太布である可能性はあると結論しておきたい。